

第五十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 四 号

(一七二)

昭和四十三年三月二十一日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 草野 一郎平君

理事 坂村 吉正君

理事 石田 有全君

理事 稻富 稜人君

理事 小沢 重喜君

理事 齋藤 邦吉君

理事 田中 正巳君

理事 中山 榮一君

理事 本名 武君

理事 赤路 友蔵君

理事 佐々木 三郎君

理事 柴田 健治君

理事 美濃 政市君

理事 山田 聡目君

理事 中村 時雄君

出席政府委員

防衛庁教育局長 中井 亮一君

農林政務次官 安倍晋太郎君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

農林省農政局長 森本 修君

食糧庁次長 田中 勉君

水産庁長官 久宗 高君

海上保安庁次長 井上 弘君

委員外の出席者

公正取引委員長 吉田 文剛君

事務局取引部長 松原 進君

外務省北米局長 野津 聖君

厚生省環境衛生局長 神林 三男君

厚生省環境衛生局長 立川 基君

厚生省環境衛生局長 立川 基君

農林省畜産局長 立川 基君

農林省畜産局長 立川 基君

食糧庁業務第二部長 荒勝 巖君
専門員 松任谷 健太郎君

三月十五日

委員兒玉末男君及び柴田健治君辞任につき、その補欠として野口忠夫君及び山内広君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員野口忠夫君及び山内広君辞任につき、その補欠として兒玉末男君及び柴田健治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員柴田健治君辞任につき、その補欠として畑和君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島口重次郎君及び畑和君辞任につき、その補欠として赤路友蔵君及び柴田健治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田聡目君辞任につき、その補欠として實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田聡目君辞任につき、その補欠として實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田聡目君辞任につき、その補欠として實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田聡目君辞任につき、その補欠として實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田聡目君辞任につき、その補欠として實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案(内閣提出第八一〇号) 農林水産省の振興に関する件

○足立委員長 これより会議を開きます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

○足立委員長 御報告を申し上げます。

「第四号」を「第三号」の二及び第四号に改め、同項第一号の五中「及び同表の第四号」を「並びに同表の第三号の二及び第四号」に改め、同条第二項中「同項第一号の三」を「同項第一号、第一号の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 公庫は、前条第一項、第四項及び第五項に規定する業務のほか、農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集約的な市場であつて、当該卸売市場の一部であることと認められることを相当とするもの(以下「附設卸売市場」という。))を含む。

この際、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行なう者(以下「卸売人」という。))若しくは中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者(以下「仲買人」という。))又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつて法人であつて当該卸売市場若しくは仲買の業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売人若しくは仲買人の業務の一部に相当する業務を行なうものに対し、当該卸売市場(附設卸売市場を含む。)の施設又は当該卸売市場若しくは仲買の業務に必要な施設であつて農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行なうことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第三十条第一項中「第十二条各号の一」を「第十二条の規定により役員となることのできない者に改める。

第三十六條第三号中「第十八条、第十八条の二及び附則第二十二項」を「第十八条から第十八条の三まで及び附則第二十三項」に改める。

附則第二十三項中「並びに第十八条の第二項」を「第十八条の二第二項並びに第十八条の三第一項」に改める。

「及び第三号の二」を加え、同項第一号の四中

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

別表第二中 二 第十八条の二第一項に規定する資金

年	八分	十八年	三年
年	八分	十八年	三年
年	八分	十八年	三年

改める。

別表第二中

合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの	年六分五厘	十五年	三年
---	-------	-----	----

を

三 合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの

三の二 農業経営を農業基本法（昭和三十六年法律第二百七号）第十五条に規定する自立経営（農業及びこれに附帯する事業にその事業が限られている法人の行なう農業経営のうち当該自立経営に準ずるものとして主務大臣の定めるものを含む。）にするため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に規模の拡大、資本整備の高度化等農業経営の改善を図るのに必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第一号の二若しくは第八号に掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもの

ち当該自立経営に準ずるものとして主務大臣の定めるものを含む。）にするため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に規模の拡大、資本装備の高度化等農業経営の改善を図るのに必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第一号の二若しくは第八号に掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもの

（農業信用保証保険法の一部改正）

第二条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「農業近代化資金をいう」を「農業近代化資金をいい、農業近代化資金等」とは、農業近代化資金及び農業近代化資金以外の資金であつて農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）別表第二の第三号の二に掲げる資金の貸付けを受けた者が同号の規定による農業経営の改善を図るのに必要なものをいう」に改める。

第五十九条、第七十八条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項から第三項までの規定中「農業近代化資金」を「農業近代化資金等」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

農業における自立経営の育成を図るため、農林漁業金融公庫に農業経営を一体として総合的かつ計画的にその改善を図るのに必要な資金の貸付けの業務を行なわせるとともに、これに関連して、当該資金の貸付けを受けた農業者の農業経営に必要な資金に係る債務保証等につき農業信用保証協会が保険を行なうことができることとするほか、農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため、新たに農林漁業金融公庫が農畜水産物の卸売市場に係る施設の整備改善に必要な資金の貸付けの業務を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（貸付け）」に改め、同条中「（貸付者）」を「（貸付者）」に、「又は第八号に掲げるものの貸付けを行なう」を「若しくは第八号に掲げるもの又は乳牛若しくは肉用牛の購入に必要なものの貸付けを行なう」に改める。

第四条中「貸付を行なう」を「貸付けを行なう」に、「年五分五厘以内を」を「年五分（据置期間中は、年四分五厘）以内」に、「六年以内を」を「八年以内」に改める。

第六条第三項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「及び第三十条第二項第一号」を「第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号」に、「とする」を「と、同法第三十六条第三号中「附則第二項中」を「と、同法第三十六条第三号中」に改める。

則第二十三項とあるのは、附則第二十三項並びに北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法第三条「とする」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した改正前の第四条に規定する営農改善資金の貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率及び据置期間については、なお従前の例による。

理由

北海道の畑作農業の現状にかんがみ、農林漁業金融公庫が畑作農業者に対して貸し付ける営農改善資金の貸付条件を改善するとともに、その貸付資格の認定申請期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（目的）

第一条 この法律は、南九州の地域のうち、夏期における降雨量がきわめて多く、かつ、特殊な火山噴出物でおおわれている特定の畑作地域を南九州畑作振興地域として指定し、その地域内の農業者で営農改善計画をたてこれに基づきその営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金融公庫が、必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

（南九州畑作振興地域の指定）

第二条 農林大臣は、南九州の地域（宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。）のうち、五月から七月までの間における降雨量がきわめて多く、かつ、シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物でおおわれている畑作地域（その地域内の農業者の全部又は大部分が主として畑又は

牧野につき耕作又は養畜の事業を行なつてい
る地域をいふ。で政令で定める基準に適合するも
のを、宮崎県知事又は鹿児島県知事(以下「県知
事」といふ)からの申請に基づき、気象条件そ
の他の自然的経済的条件の類似するものごと
に、南九州畑作振興地域として指定する。

2 前項の規定による南九州畑作振興地域の指定
は、告示をもつてしなければならない。

(貸付け)

第三条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」といふ)
は、南九州畑作振興地域の区域内において主と
して畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行
なう者で第六条第一項の認可を受けたものに對
し、この法律の定めるところにより、当該認定
に係る営農改善計画に記載された同条第二項第
四号の改善措置を実施するために必要な資金
で、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第
三百五十五号)第十八条第一項第一号若しくは
第八号に掲げるもの、果樹の植栽若しくは育成
に必要なもの、茶樹若しくは桑樹の植栽に必要
なもの又は乳牛若しくは肉用牛の購入に必要な
ものの貸付けを行なうものとする。

(貸付条件)

第四条 前条に規定する者に對し同条に規定する
資金(以下「営農改善資金」といふ)の貸付けを
行なう場合における貸付金の利率は年五分(据
置期間中は、年四分五厘)以内、その償還期間
(据置期間を含む)は二十五年以内、その据置
期間は八年以内においてそれぞれ公庫が定める
ものとする。

(貸付金額等の決定)

第五条 公庫は、第三条に規定する者に對し営農
改善資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの
申込みをした者につき、次条第一項の認定に係
る営農改善計画を参照して、貸付金額及び償還
期間その他の貸付条件を定めなければならない
い。

(貸付資格の認定)

第六条 営農改善資金の貸付けを受けようとする
者は、農林省令で定める手続により、営農改善
計画を作成し、これを申請書に添え、県知事に
提出して、当該貸付けを受けることが適当であ
る旨の県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の営農改善計画には、次に掲げる事項を
記載しなければならない。

- 一 農業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該南九州畑作振興地域の気象条件その他
の自然的経済的条件に適應する営農条件に
應ずる農業経営の確立を図るために必要な改善
措置
- 五 営農改善資金の額並びにその貸付けを受け
た場合における貸付金の使用計画及び償還計
画
- 六 第四号の改善措置に必要な資金で営農改善
資金以外のものの額及び調達方法
- 七 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、昭和四十八年三月三
十一日までにするものとする。

第七条 県知事は、前条第一項の規定により認定
の申請があつたときは、その申請に係る事項が
次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認
定をするものとする。

- 一 営農改善計画に記載された前条第二項第四
号の改善措置が当該南九州畑作振興地域の気
象条件その他の自然的経済的条件に適應する
営農条件に應ずる農業経営の確立を図るた
めに必要かつ適当なものであること。
- 二 営農改善計画が適正に作成されており、か
つ、申請者がこれを達成する見込みが確実で
あること。
- 三 申請者が営農改善計画を達成するために
は、当該貸付けを受けることが必要であつて
他に適当な方法がないこと。

(指導等)

第八条 県知事は、営農改善資金の貸付けを受け
ようとする者又はその貸付けを受けた者(その
者の一般承継人を含む)からの申出があつたと
きは、その者に對し、営農改善計画の作成又は
その達成につき必要な指導をするものとする。

2 県知事は、営農改善資金の貸付けを受けよう
とする者の営農改善計画の作成に資するため、
南九州畑作振興地域ごとに、当該南九州畑作振
興地域の区域内において主として畑又は牧野に
つき耕作又は養畜の事業を行なう者の営農の改
善の目標として、その気象条件その他の自然的
経済的条件に適應する営農条件に應ずる営農方
式の例を作成することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸
付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条
第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六
条第三項の規定の適用については、同法第二十九
条第二項中「融通法」とあるのは「南九州畑作
営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年
法律第 号)」と、同法第三十条第二項第一
号中「融通法」とあるのは「南九州畑作営農改善
資金融通臨時措置法」と、同法第三十六條第三
号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十
三項並びに南九州畑作営農改善資金融通臨時措
置法第三條」とする。

理 由

南九州の畑作農業の現状にかんがみ、南九州の
地域のうち、夏期における降雨量がきわめて多
く、かつ、特殊な火山噴出物でおおわれている特
定の畑作地域を南九州畑作振興地域として指定
し、その地域内の農業者で営農改善計画をたてそ
の営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金
融公庫が、必要な資金を長期かつ低利で貸し付け
ることにより、その地域における農業者の経営の
安定を図る必要がある。これが、この法律案を提

出する理由である。

○安倍政府委員 農林漁業金融公庫法及び農業信
用保証保険法の一部を改正する法律案の提案理由
を説明をいたします。

わが国の農業金融制度につきましては、逐年整
備改善を行ない、融資額も農業者の資金需要に
應じて年々増大しているところであり、最近
における農業の動向に即応し、農産物等の流通改
善を含めて農業近代化のための諸施策を推進す
るためには、一その内容の整備充実をはかる必要
があると考えられますので、新たに総合資金制度と
卸売市場近代化資金制度を設けることとし、農林
漁業金融公庫法等の改正を提案する次第でありま
す。

まず、総合資金制度について申し上げます。近
年におけるわが国の農業の動向を見ますと、経済
全般が高度な成長を続ける中であつて、農業近代
化を推進する必要があります。強まっているところ
であります。特に、農業生産の中核的なない
手となる生産性の高い農業経営を育成し、農業生
産の維持増大をはかることが緊要であると考えら
れます。

総合資金制度は、このような観点から、農業者
に對し必要な各種資金を総合的かつ円滑に融通す
るとともに、融資に伴う営農指導を充実すること
によつて、金融の面からも自立経営の育成を促進
しようとするものであります。

このため、農林漁業金融公庫に総合施設資金を
新設し、自立経営たらんとする農業者に對し、經
営規模の拡大、資本整備の高度化等農業経営の改
善に必要な各種施設資金を、一つの資金として、
包括的に融資することとしております。

また、この場合、農業経営を改善するのに必要
な運転資金の融通を円滑にするため、農業信用基
金協会が債務保証を行なうときは、これは農業信
用保証制度の対象とするよう農業信用保証保険法
の改正を行なうものであります。
次に、農畜水産物の卸売市場近代化資金制度に

ついて申し上げます。生鮮食料品等農畜水産物の卸売市場が、生産物の販売の円滑化をはかるためにも、また国民消費生活の安定向上をはかるためにも、きわめて重要な役割りを果たしていることは申すまでもないところであります。

特に、近年における生鮮食料品の流通をめぐる諸情勢の変化の中で、その施設の近代化と運営の改善は強く要請されることであります。現在、生鮮食料品等の卸売市場としては、中央卸売市場が二十五都市に五十五市場開設されているほか、地方卸売市場が全国で一千九百余設置されております。しかし、その実態を見ますと、全国に分散する多数の地方卸売市場につきましては、施設の計画的整備と運営の改善をはかることが急務となっております。

また、中央卸売市場につきましても、市場運営の改善合理化を進めるため、卸売人、仲買人等関係事業者の施設の近代化が強く要請されております。

以上のような観点に立ち、政府といたしましては、生鮮食料品等の流通の近代化のための施策の重要な一環として、卸売市場の改善整備をはかるため長期低利の融資を行なうこととし、これについては、農畜水産物の生産と密接な関連を有する点に着目し、農林漁業金融公庫法を改正し、同公庫に卸売市場近代化資金制度の創設をはかることといたしました。本資金制度においては、民営地方卸売市場の開設者、卸売市場の卸売人、中央卸売市場の仲買人等に対し、卸売市場の施設及びそれらの者の業務の近代化のために必要な各種施設の整備のための資金を融資することとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法は、北海道における寒冷のはなはだしい特定の畑作地域を寒冷地畑作振興地域として指定し、この地域内の農業者で営農改善計画を立て、これに基づいてその営農の改善をはからうとする者に対し、農林漁業金融公庫が必要資金を貸し付けることにより、当該農業者の経営の安定をはかることを目的とするものであります。昭和三十四年に制定されたものであります。

この法律は、二回にわたる改正を経て今日に至っておりますが、この間における北海道畑作農業を取り巻く諸条件の変化等にかんがみ、かつ、昭和四十一年春におけるこの法律改正の際の本委員会における附帯決議の御趣旨に沿い、政府におきましては、昭和四十一年度以来鋭意対策調査を実施し、本制度につきましても種々の側面から検討を加えてまいりましたのであります。

この調査の結果によれば、寒冷な気象条件に加えて排水不良で、かつ、土壌の物理的、化学的性質等の劣悪な畑が広く分布している寒冷地畑作振興地域において、安定的な農業経営の育成を総合的かつ効率的に行なうためには、現行の融資措置及び一般の土地改良事業のみでは必ずしも十分とはいえない点があるものであります。そのため、北海道寒冷地畑作営農改善資金の貸し付けの種目を拡充し、かつ、貸し付け条件を改善することにより、本地域の寒冷な気象条件に積極的に適応した営農の確立をはかることと、新たに畑地における劣悪な条件を改善し、営農基盤を整備するための土地改良事業を総合的に実施するほか、家畜の飲用水等を確保するための営農用水事業を実施することとしたのであります。

本法律案は、これらの対策のうち立法措置を必要とする営農改善資金融通制度の改善について所要の措置を講じようとするものであります。以下、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

改正点の第一は、農林漁業金融公庫が貸し付ける営農改善資金として、新たに乳牛もしくは肉用

牛の購入に必要な資金を加えることであります。第二は、営農改善資金の貸し付け利率を据え置き期間中は年四分五厘以内、償還開始後は年五分以内とし、据え置き期間につきましても八年以内に変更することとあります。

第三は、営農改善資金の貸し付け資格の認定申請期限を五カ年延長して、昭和四十八年三月三十一日とするものであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその主要な内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

南九州における畑作農業は、夏季の多雨及び特殊な火山噴出物の広範な分布等にはなはだしく不良な自然条件のもとで行なわれているため、その農業生産力はきわめて低く、農業所得は恒常的に低位な状態にとどまっているのであります。

政府といたしましては、かねてから所要の対策を講じてまいりましたが、去る昭和四十一年春、本委員会における北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の御採決の際に行なわれました附帯決議の御趣旨に沿い、昭和四十一年度以来対策調査を実施し、南九州畑作農業の振興についての基本的な方策のあり方について種々の側面から検討を加えてまいりましたのであります。

この調査結果によりますと、南九州の劣悪な気象条件、土壌条件等を克服して安定的かつ合理的な畑作営農の確立をはかるためには、地域の営農条件に適応しつつ、高収益作目の積極的導入によつて作目転換をはかる必要のあることが指摘されるのであります。しかしながら、南九州の畑作農家は、その生産性及び農業所得の低さから資本蓄積はきわめて低い現状にありますので、営農改善を進めるためには、必要な資金を総合的かつ長期低利に貸し付ける資金融通制度の確立をはかる必要があらわれます。また、劣悪な土壌条件に対処

し、かつ、合理的な農業経営の確立をはかるためには、防災のための農地保全事業とともに営農近代化のための圃場整備事業、畑地かんがい事業等を行なうことも必要であります。

したがって、今回策定いたしました本地域に対する対策は、農林漁業金融公庫による畑作営農改善資金の融通と、農地保全事業を中心とする土地改良事業の総合的実施等をその根幹としているわけでございますが、このうち畑作営農改善資金の融通制度につきましては、特別の立法措置を必要といたしますので、ここに御提案申し上げたわけであります。

以下、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、農林大臣は、関係県知事からの申請に基づき、南九州の地域のうち、政令で定める基準に適合する畑作地域を南九州畑作振興地域として指定することとしております。

第二は、農林漁業金融公庫は、南九州畑作振興地域内の農業者で、営農改善計画を立て、これに基づき営農の改善をはからうとする者に、必要な資金を長期低利な条件で総合的に貸し付けることとしております。

第三に、営農改善資金の貸し付けを受けようとする者は、営農改善計画を作成して、一定の期限までに関係県知事に提出して、その認定を受けなければならぬこととしております。

第四に、関係県知事の指導等に関する事項を規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその主要な内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○足立委員長 以上で越前説明は終わりました。

○足立委員長 引き続き、農林水産省の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田委員 まず、水産庁長官にお尋ねしたいのですが、昨日から日本海で、米軍と韓国軍の合同演習を兼ねて射撃訓練が行なわれたというところを、その前日にわれわれは耳にしたのでありますが、あまりにも不意打ちで、こうしたことが日米の地位協定その他法的に、国際的にどういうやり方をしているのか、われわれはちよつと理解できない点であります。われわれはあくまでも漁民を守るという立場で判断をして取り組んでいかなければならぬと思うわけです。そういう見地からお尋ね申し上げたいのですが、この問題について水産庁としてどういう見解を持っておられるか、お答えを願いたい。

○久宗政府委員 日本海におきます漁業問題が、一応小康を保っておりましてその際に、いま御質問のような事態に立ち至りました。水産庁といいたしましても非常に困惑をいたしておるわけでございますが、このニュースは日曜日でございましたか、ハイドロバックと申しまして、水路通報のような形で、この地域が三月二十日から四月二十日、約一月間にわたりまして米軍の演習があるという通報があったわけでございます。

そこで、水産庁といたしましては、御承知のとおり、当該漁場におきましては、たまたまいま盛漁期でございます。統計にいたしまして、まき網関係で約五十カ統、沖合い底びき関係で約七十カ統、フグはえなわ、アマダイはえなわ関係で約七十隻というものが集中的に操業をいたしておるわけです、この実情をできるだけ早く伝えまして、善処を促したいということで、外務省を通じて、いま申し上げましたような操業の実態を詳しく説明いたしました。何らかの措置をとっていただくようなことを、現在折衝中でございます。

○柴田委員 はなはだたよりないお答えでびんごこないのですが、漁民の生活というものが非常に苦しいことは御承知だと思ふ。それをあすから向こう約一カ月間射撃訓練をやるのだ。それも航空母艦を中心とする駆逐艦、また護衛艦を含めて二十何隻が参加する。それに韓国の軍艦が幾ら出てくるのか、われわれよくわかりませんが、そういう大規模な合同演習、射撃訓練だということになれば、その地域の漁民にとっては、もつと早く事前に話をして理解を求めるときではないか、こう思うわけですが。水産庁はいろいろな実態を外務省にいま報告して、何らかの措置を求めている、というお答えですが、どういふ措置を求めているのですか、お答えを願いたい。

○久宗政府委員 こちらは承知いたしましたのは非常に最近のことでございますので、これは在日米軍でございます。もつと早く事前の通告なり、また演習の場所にいたしましては限定されておるわけでございます。どうもそういうルートではございませんで、いきなり米軍のハイドロバックで事態を知る、公海上の演習という形をとっておるわけでございます。したがって、私どもに對しましては事前の御通告がなかったわけでございますので、急遽当該水域におきまして漁業の実態、特にこの一カ月間は盛漁期でございます。それ、さういふ事情を外務省を通じて、それぞれの在日大使館に対して申し入れを行なっておるわけでございます。水産庁の申し入れをいたしましては、これを絶対困りますので、やめてもらいたいということを申し入れておるわけでございます。

○柴田委員 演習の場所は北緯三十五度十分、同じく四十分、東経百三十度十五分、同じく四十分というふうな海域になつておるわけですが、山口県の萩市を見島という島があるわけですが、見島の北西六十キロの地点から北に五十四キロ、西に三十六キロの長方形で合同演習という、大体大ざっぱな数字が示されておるわけですが、これは山口県を中心とする漁民の一番の宝庫といわれておる漁場なんです。いかに公海の地域であつても、日米行政協定でどんな訓練をしてもいいんだというふうなむづかしい協定があるからしかたないんだ、こういう御理解のもとで黙認しておるならいざ知らず、あまりにもこれは侮辱した、日本の独立もまた日本の民族のことも何も考えない、む

ちゃなやり方だと言わざるを得ないと思ふのです。どういふものを水産庁は、ただ外務省を通じて抗議——抗議というのか、それもしない。ただ申し入れ程度にするというのか、何としても民族的にわれわれは割り切れない。日本人としてどう考えるのか。われわれは非常に不満である。きょうは大見聞しておりましたが、次官、この点について見解をひとつ述べていただきたいと思ひます。

○安倍政府委員 この問題については、いまおっしゃいましたように、漁民の安全操業という観点におきましては、たゞいま水産庁長官がお答えをいたしましたように、農林省、水産庁としてもこの日本海の漁業が行なわれておる地域、さらに盛漁期でもありまして、そういう時期において演習が行なわれるというところは、たいへん日本の漁民が圧迫することになりますので、絶対に困ることです。したがって、水産庁を中心としたし、すみやかに演習の中止あるいは区域の変更を行なつてもらうように目下交渉を続けております。

○柴田委員 外務省来ておりますか。——来ていない。それならあとにします。

いま次官が、はなはだ遺憾だということの意思表示をされましたけれども、漁民にとつては遺憾だとか、残念だとかではなしに、ほんとうに生活の基盤を奪われていく、将来どうして生活していくのかという、それこそ憲法に照らし合はせてもこういう問題は十分当局が取り組んで解決しなければならぬ問題である。それを、漁民のほうからいわれ、一般の者からいわれてから抗議をするとか、適当な措置を要求しているというふうななまぬるいことで——いま米軍の訓練は日本近海至るところでやっている。いま地域のきめられた点があるわけですが、その範囲内で訓練をするならいざ知らず、どこでもかしこでも一片の通告でいつても始めていくということ、これはもうほんとうに

日本の独立を侵害をする。いま韓国の軍隊と一緒にやっているらしいのですが、それなら、もうこの国の軍艦でも引っぱつてきて日本近海どこでも演習ができるのだ、いまはたまたま韓国だけの軍艦ですが、米軍と組んでおるという同盟国の国からは、軍艦を日本の近海へ引っぱつてきてどこでも演習ができるのだ、こういう一つの疑問もわれわれは持たざるを得ないのでありまして、そういうことは断じて許すべきではないとわれわれは思つておるわけです。

特に今日、あの付近の漁民がいまフグのはえなわの漁船を繰り出し、またはヒラメだとかその他の底びき船を出して、いま水産庁長官の言われたように、五十、七十というふうな多数の漁船が出で操業をやつておるわけでありまして。前の倉石農林大臣は、日本の軍隊がたぐさんあたり、原爆があつたり、三十万の軍隊があれば、日本の漁民の安全操業を守るために軍隊が必要だということを言われたようでありまして、アメリカの軍艦がみな来て、日本の近海で日本の漁民を圧迫しておるといふことは、われわれは何としても割り切れない問題だと思ひます。だから外務省を通じて米国の大使館なり米軍に強硬に抗議を申し込むというのでなくして、もつと政府として閣議でこれをきびしく追及していくという姿勢を出すべきではないか。閣議でこの問題を取り上げたことがありませんか、次官にお尋ねしたいと思ふ。

○安倍政府委員 閣議で、昨日でしたか、西村農林大臣から、この演習の問題につきましては正式に取り上げて議題をいたしました。外務大臣に対して強力な交渉方を要請したのであります。公海上における演習でございますから、国際法的にどういふふうな対抗措置がとれるか、私、十分承知しておりますが、いまおっしゃいましたように、何としても漁民の生活と直接結びついておりますから、こうした地域での演習はぜひとも取りやめてもらわなければならぬ、私はそういうふうな考えをしております。そういう考え方に立つて、ただいま強力に交渉いたしておる段階でございます。

して、きょうじゅうにおそらく回答があるのではないかと思っております。

○柴田委員 きのうから訓練を実施してやっておりますので、その確認はできておるのですか。

○久宗政府委員 先ほどお話ししましたように、在日米軍の問題でございますが、当然事前の通告がありまして、また場所といたしましては、指定された場所でないのが通常でございます。先ほど申しましたようなことで在日米軍ではございませんので、こちらの大使館を通じて本國政府と交渉をいたしておるわけでありまして、ルートとしましては外交交渉になりますので、外務省を通じてやらざるを得ないわけでございまして、私どももいたしましては、先ほど申しましたような決意に基づきまして、詳細に内容を説明した上で、ぜひ取りやめてほしいということをはっきり申し上げておるわけでございまして、

○柴田委員 そこまで手続論としてやっておられるようですけれども、万一やめなかつたらどうするんですか。一月間どんな抗議を申し込んでおるやめなかつた場合には、水産庁として漁民の安全操業という立場、また漁民の生活の基盤を守るという立場で、やめなかつたらどういう処置をとられるのですか。

○久宗政府委員 私のほうはぜひやめさせたいと思っておりますので、この段階におきまして、最終的な申し上げ方はできないわけでございまして、

○柴田委員 長官、それならばぜひやめさせたいという決意を持っておられますか。それは自信が十分でございますか。

○久宗政府委員 いまのあそこの漁業の状態から見まして、あそこで演習するということは非常に適当でないと考えております。また少なくとも、私は軍事的なこととはわかりませんけれども、水域につきましても他の水域もあり得るわけでございますので、あの場所ではぜひやらなければならぬというふうには考えられないわけでございまして、少なくとも実情をはっきりいたしまして、

ぜひやめさせたいと考えております。

○柴田委員 水産庁長官は非常に強い自信といたしますが、それだけの決意を持って臨んでおられることは理解できますが、相手は秋の天候みないなもので、気ままたな国でありますから、日本がどう考えようと、日本の漁民がどう考えようと、日米地位協定によって日本の安全を守るんだ、そういう美名で、かつてはほらだいなことを今日までやってきておるわけですね。それをただ国民に知らせないだけで、実質的には至るところでやっておる。そういう国柄でありますから、もうアメリカという国はのほせておるのですから、日本の外務省がどう言おうと、だれがどう言おうと、やろうと思つたらかたてにやる。水産庁長官がそういう決意で臨まれることはわれわれはよく理解できます。またその努力に対しては敬意を表したいと思つたので、すけれども、相手というものはほんとうにわからぬ国だとわれわれは理解しているのです。全世界が、もうベトナム戦争をやめなさいといつてもわかつていない。そういう国ですから、かつては日本の近海に来てかつてに訓練をする。射撃をする。日本の漁民がどう苦しみもと、どんな生活に追い込まれようとそれはもう自由だ、こういう考え方に立っておる国でありますから、われわれはアメリカの国を信用するわけにいかない。このことを一つ取り上げてみても、米軍のやり方については非常に不愉快である、理解ができない、われわれはこういう考え方を持っておるわけです。いづれこの問題については同僚委員から関連質問が出ると思いますが、この問題については、十分効果のあるような折衝を願いたい、こう思います。

次に、水産庁長官にお尋ねしたいのですが、前から問題になっておりますことで、この国会に提案されようとして、まだ提案されるかどうかかわかりませんが、当局としては非常に心配しておられるようでありまして、昨年の十二月二十日の委員会、私、海上保安庁長官と水産庁長官においで願つて御質問申し上げた海上交通法の問題で

あります。これは運輸省から出してくる法案で、この農林水産委員会にはからない法案であります。しかしながら、向こうは加害者であり、被害者は水産関係であります。あの原案を——正式な原案ではございませんけれども、原案に目を通して見ますと、七つの区域が大体指定を受けるということになっております。その中で、瀬戸内海の狭水道関係、この狭水道関係にあの法案が万が一にも適用されるとするならば、また法が実現するとするならば、漁民にとってはたいへんなことだ、こういうことで、瀬戸内海の沿岸漁業として内海漁業に従事しておる漁民が四万四千すかあるわけですが、その漁民が、命がけで反対しなければならぬというような悲壮な一つの決意をいま、しておる。そういう決意の中でこの法案が出ると思えない。思えないけれども、われわれは事前に、漁民の立場を考えて心配せざるを得ない。そういう見地から昨年十二月にお尋ね申し上げたところ、運輸省、海上保安庁と問題点をよく協議いたしました。水産庁は水産庁の立場で、漁民の立場を守るという立場で折衝いたします。こういうお答えをいたしたい、いづれ具体的な法案が出てくるとするならばあらためて御質問申し上げます。こういうことで、誠意ある善処方を強く要望しておいたのであります。御承知のとおりだと思つて、その後保安庁とどういふ折衝をせられたのか、お答えを願いたいと思つて、

○久宗政府委員 ただいまの御質問にもございましたようなことで、その際でもお約束申し上げたわけでございまして、水産庁といたしましては、その後のいろいろな折衝をいたしておるわけでございまして、若干の問題でございまして、三むずかしい問題がございまして、実は、政府案といたしましてはまだ固まつていないというのが現在の段階でございます。

○柴田委員 具体的に御説明願いたいと思つたのですが、具体的に御回答がいただけない。問題点を二、三の点で話をしておる、まだ煮詰まつていないということなんですが、それでは法案として

は、長官の見解ではまだまだだというお考えですか。

○久宗政府委員 運輸省の所管でございますので、また政府内部でまだ最終的な案が固まつておりませんので、この段階で申し上げるのは適当でないかと思つてございまして、前の経過がありますので、経過だけ申し上げますと、ちょうど二月の段階で海上交通法の問題が、御承知のとおり狭い水道におきましては、ある程度漁業の制限禁止を伴わざるを得ないという問題が一つございまして、それと関連して漁民の方々も非常に不安を持っておたわけで、特に現在やっております制度が、特定水域というものがございまして、私どももいたしましては、これが本来の趣旨から申しますと、もとより限定されたものであるべきだと思つてございまして、末端の実施の過程におきましてこれが相当広範囲に残りまして、その中で、漁船が全部避難義務を負うというふうな形になっておりますので、一般に漁民といたしましては、この海上交通法関係につきましても非常に拡大されて適用される、また事実上であつたという不安がございました。そこへ持つてまいりました一部に制限禁止といったような問題が出ましたので、実は保安庁の考えでおられますのはさうな広範囲なものでなくて、非常に限定されたものであることが最近わかつたわけでありますが、それ以前にそういう漁民の不安がございまして、いろいろな反対運動その他が実は燃え上がったのでございまして、

そこで、私どももいたしましては、海上交通法の必要はもちろんなわけでありまして、その際に、従来の特定水域といったような大ざっぱなものではなくて、それをもっと非常に限定して考え、かつ、その中でも非常に狭い、ごくわずかな地域だと思つて、どうしてもぎりぎり制限禁止をせざるを得ないところがあり得ると思つて、そういうところにつきましては、その場合の補償の規定でございますとか、そういうものを非常に必要とする必要があるのではないかと。

その辺のところは、実はまだ煮詰まらないで今日にきているわけでございます。

考え方としては、現在まで煮詰めた段階でも、最終的にいまの制限禁止を、ごく特定なごくわずかな水面であってもやるべきかどうかといったような問題、それから、根本的にはいまだ通航義務をどうするか、どのくらいの船から通航義務を考へるべきか、この辺のところは相からみまうので、実は私も両方の役所でまだざりざり、具体的にそこが詰り切れないというのが現在の段階でございます。

○柴田委員 長官、海上保安庁の出先や本庁を動員して、海上交通法の法案を作成する前提として、いろいろ調査をせられたり、また各関係の都道府県の漁民の団体である漁連、漁業組合の幹部の皆さんに集まっていただいて説明なり、またいろいろ趣旨のPRをいたしますか、説明いたしますか、海上交通法をつくりたい、つくるためには何としても漁民の協力を得なければならぬというので、そういう漁民の代表者に集まってもらつてPRをやつたことを御承知ですか。

○久米政府委員 存じております。

若干海上保安庁のために弁じますと、この前の十二月の御質問のときにもございましたけれども、つまり、当初海上保安庁のほうといたしましては、港の中の問題と狭水道、非常に狭い水道の問題を、現行制度よりも合理化したいということ、それに限定して法案の改正を考へておられたようでございます。ところが、それをだんだん法律問題として検討してまいりますと、やはり海上交通法の全体系に及ぶというふうなことで、法案といたしましてはたいへんむずかしい法案になりまして、たしか八十条近い条文が出てきたわけでございます。これは主として昨年の暮れまでの段階で、私も、とにかく抽象的では判断がつかないもので、具体的にどの程度のことをするのかというところは、お互いにそれについて可否が論じ合えるから、なるべく早く狭水道なりあるいは漁業を制限する必要があるとすれ

ば、その内容を具体的に詰めてほしい、その上で判断しようじゃないか、こういつたつもりでおつたわけでありまして、結果は逆になりました、法律問題のほうに先に出てまいりまして、具体的な内容を詰めるのと並行いたしましていろいろな法文を、全体系をいじるというふうなことになることになってきたわけでございます。その法文を拝見いたしました、もちろんこれは試案でございますが、全部どの程度やるかというところが非常に問題になりまして、一条一条法文をつけないければならぬような形に実はなつたわけでございます。

そこで、そういうものがすでに検討されておりましたので、それをおそらく海上保安庁としては関係者に御説明になつたものと思つたわけでございます。まあ結果論でございますが、さような法文の問題よりも、むしろ先ほど申しましたような、今更ざりざり必要といたしますような規制なりあるいは狭水道におきます通航義務の具体的な内容につきましても御説明なさつたほうが、一般の漁民も問題の焦点がわかつたと思うのでございまして、けれども、どうもその辺が煮詰まらないままに法文の案案のようになつて先に御説明になりましたために、非常にそこに誤解が生じてござれておるといふのが実情でございます。

○柴田委員 われわれが外部から見ると、水産庁というものはあつてなきがごとしで、十二月に私が御質問申し上げたときも、十分話し合いをいたしましたと言つておつた。それは漁民に対する理解を求めるとは水産庁がやるべき仕事であつて、海上保安庁のほうは、運輸省のほうは、かつては漁民の代表者を集めてかつてに説明し、言いたいほうだいのことを言つて、水産庁のほうは何にも知らないという立場でかつてに法案の原案をつつて、そして下に流すというやり方、水産庁はこういふやり方をどう感じておるのですか。農林省には水産庁という庁があるということを経営省は理解しておらぬのじゃないですか。この点はあなたはどういう感じで受け取つておられますか。

○久米政府委員 御鞭撻いただくのは非常にありがたいわけでございます。いつも結果において受け身の場面が多いわけでございます。ただ、今度の海上交通の問題につきましては、私も、やはり水産をやつてまいります上において、海上交通がいまのままで不安がある、こういう問題もございまして、特にいままでがますますでございまして、よほど政府内部におきましてこの問題は十分めどを付けて、特に関係者には十分わかつていただけるような体制で事の可否を考へたという態度で一貫してまいつたわけでございます。が、いまお話のございました海上保安庁が末端に御説明になつた時期には、必ずしも現実に規制を考へておられます内容が、あまり熟していない段階で一般的な御説明があつたように思つたわけでございます。これは結果から見ても非常に不十分かつたのじゃないだろうか、むしろ、具体的に規制の内容なり狭水道で考へておられるような問題をもっと具体的に提示されまして、そういう段階において説明をされたならば、もつとよかつたのではないかと思つたのであります。

水産庁がその時期に、漁民大衆を集めて御説明をいたしませんでしたのは、海上保安庁の具体的な案がそのときにはまだ熟しておらなかつたわけでございます。ただ、府県の地方庁の役所の関係には、少なくともいまこういう段階にきて、こういうことが論議されているというところは、これに入りましても数回にわたつて、担当者については逐一説明をいたしておるわけでございます。何ぶんにも具体的な案が非常に固まりつつございまして、ごく最近になりましたので、それまでの内容が詰められてまいりましたので、それまでの間に漁民を生んでもいかぬと思つて、私のほうでは一般の漁民に対する説明を、直接水産庁がいたすというところは、農林省と漁民や林業者をかねて

○柴田委員 私は水産庁の長官でないから、私の見解と違ふかわかりませんが、大体農林省というところは、農林省と漁民や林業者をかねて

ければならぬ最高の機関であります。どうも運輸省の一海上保安庁が、日本の水産業全体を取りまておる水産庁を無視して、かつてに末端へ出かけていつて、まだ水産庁としての話し合いもしない、何ら打ち合わせもしない前に出かけて、それこそ一方交通の法案をつくらうという一方交通のやり方、それから水産庁なり林野庁でもそうですが、農林省自体が姿勢を変えなければいかぬと私は思ふのです。水産庁にこゝにありという気魄を示していただきたいと思ふ。あなたら農林省の外局はどうもおとなし過ぎる。予算もよう取らない。漁民のことは形式的に考へるだけだ。こういうことで實際漁民はどをたよつていいのかわからぬ。信頼したいのか、こういう感じを持つわけです。次官、どうですかこの点について。こういう運輸省の一方交通的なやり方について、どうあなたらは受けとめておられますか。

○安倍政府委員 この海上交通法案は、世間的には少なくとも一方的といひますか、海上保安庁の考へ方が先行してまいりまして、水産庁との調整といたつた面が、この点につきましても御指摘がございましたように、私もきつめて遺憾であると思つたわけでありまして、しかし、何といたしましてもこの法案は水産庁、いわゆる漁業の権利義務、そういうものとの調整がつかなければ、もちろん国会にも提出することでもできませんし、政府の統一した意見ともなり得ないわけですから、今日までの段階におきましては、いま水産庁長官が御答へをいたしましたように、漁業の制限禁止あるいは通航義務等についてはまだ煮詰まつていないのでありまして、最終的な政府としての統一した法案に至るまではまだ時間がかかるわけでございます。

ただ、私は全般的に、いまおつたやうな農林省がおくられていつておるといふ御意見に対しては、これからは十分注意してまいらなければならぬと思つておられます。○柴田委員 農林省全体が、ひとつ反省してもらいたいと思ひます、これをいい経験にして、こう

ろんな意味で御必要な場合に、その具体的な計画そのものが出ませんと被害の算定はできないわけでごさいます。もちろん、私どももいたしましては関係の部局にいろいろな形で、これは必ず問題になりますので、できるだけ早く御連絡いただくように、またいまの辺までお話がいつているかというところは、私どももよく聞いておるわけでごさいますけれども、先方からこういう形でのごさいますと、すぐ被害を算定してみたいというところまで熟しておらないようでごさいます。これは作業的に不可能でございまして、私どもは、いつでもそういうものが出てまいりますればやるつもりでございまして、また必要だと考えておりますが、現在の段階では、すぐに取りかかるという段階ではないと判断しているわけでごさいます。

○柴田委員 経済企画庁を中心として経済効果の問題で取り組んでいる場合に、漁業という産業を無視してかかって経済効果を出すというところはあり得ないと思ふが、その点については長官どうですか。

○久米政府委員 私どももいたしましては、この橋に限りませんが、原子力の問題でございまして、あるいはロケットの問題でございまして、目的が非常に大事なものとこの関連で漁業がよく議論されるので非常に困るのでございまして、ある適当な段階にそういう考慮を初めから織り込んで相談すべきだと考えておりますので、今回の橋の問題につきましても、御注意もございまして、時期を失しないときにおきましてそのような判断ができるよう協議いたしてまいりたいと考えております。

○柴田委員 関連質問でお見えになっておりますけれども、畜産局に一口お願いしたいと思ふのです。家畜伝染病のことについてちょっとお尋ねしたいのですが、乳牛、和牛、養豚にかけて炭疽病が発生している。炭疽病が発生してから相当長い期間ですが、こういう伝染病については、火災と同じように初期動作というものが非常に肝心なん

です。それがいまだにやられていない。この点について、畜産局の衛生を担当する出先を含めてのそうした初期動作の予防対策、防疫対策というものが不完全だと思ふのです。この点についてどういう処置をとっておられるのかということが第一点。

それから和牛のほうは別としても、乳牛のほうで炭疽病が発生しても適切な、敏速な処置ができないために、法的には危険区域、防疫の区域指定をするわけですが、その防疫区域指定をきめた区域内で、他のまだ何も感染していないような地域まで毎日乳を捨ててしまふ。かかった牛は命令屠殺させておいて、それ以外に区域だけかかってきめておいて、その区域にきめられた中の酪農家は毎日乳を捨ててしまふ。もう被害がものすごく甚大なんです。酪農家の経営基盤が根底からくずれようとしている。この点について、法的に指示して命令屠殺したものは手当て金が出る、また家畜共済をかけておるから、それは何らかの保護がある。けれども、何にももらえない、乳は毎日捨てなければならぬ、こういうような酪農家に対して——感染経路がまだはっきりしない、そういう技術体系という調査体系というものは、農民の立場からいうと非常に不満を持っておる。この点について、区域指定の中における酪農家の救済措置はどうするの。一月も二月も毎日乳を山の中へかき穴を掘って捨てなければならぬという酪農家の救済措置をどうするか、特に、酪農振興法に基づいて集約酪農の区域指定をしているのは農林省の責任です。農林省が指定している区域における処置である限りにおいては、もっと敏速にやってもならなければならぬとわれわれは思ふのです。この点については何ら適切な処置をとっていない。もう後手後手だ。おくれればせながら人に言われてやっておるというよりな実態であります。こういう点についても責任を感じてやってもいい、こゝ私には思ふのですが、時間をごさいますから、簡単にその救済措置についてお答え願って、あとパトナッ

チしたいと思ひます。

○立川説明員 時間がございませんで、簡単に御説明いたします。

第一点、伝染病が発生した場合にどういうふうに迅速に処置をするかという点については、先般の国会でも先生から御指摘があったとおりでございます。そのときにもお答え申し上げましたように、要するに、病性鑑定をどういふふうにして早くやるか、早く病性を鑑定いたしましたものに基きまして、必要な予防注射その他の措置をとってまいりたいということでごさいます。

炭疽につきましては、本年は一月に、牛につきまして三頭、これは大分、兵庫、宮崎各県に一頭でございます。二月に牛が五頭ございまして、京都府が一頭、岡山県が四頭でございます。それから三月におきまして岡山県、熊本県、徳島県各一頭ということで牛が三頭発病しておりますが、この炭疽につきましても、病性がはっきり鑑定できましたらすみやかな措置をとっておりまして、岡山の場合も直ちに必要な地域における予防注射を行ないますとか、その他の措置をとっておるわけでごさいます。

第二点の汚染された牛乳につきましても、このことではございまして、死亡しました以後における当該牛乳の乳の問題につきましては、死亡いたしました牛が炭疽であるということがはっきりいたしました。御案内のとおりに強制的にいろいろな予防措置をとるわけでごさいます。その予防措置が完全でございまして以後、若干の日にちが万が一を考へまして廃棄命令を出しますけれども、残余については心配がないと考えておりますので、それ以後のものについては補償ということとはっておりません。また、法律的にもそうする必要はないんじゃないか。現在の炭疽の状況なり何なりから考へまして、少なくとも五日なり一週間以後において新しくそういう炭疽の病気が発生しなければ、別に廃棄を命ずるような措置をとる必要はないというふうに考へておるわけでごさいます。

○柴田委員 この家畜伝染病については、ニュートカスルもまだまだ終息してない。まだ継続しておる。昨年からも相当論議してきたのににもかかわらず、はなはだしいのは、ある県においては試験機関みずから発生をさせておるような実態であります。今度の炭疽病を含めて、家畜伝染病のいろいろな救済措置その他の問題についてあらためて質問させていただきますことにして、きょうは時間がございませんで、打ち切ります。

○足立委員長 山田町目君。

○山田(町)委員 柴田委員のほうから冒頭質問のございまして、山口県萩の沖三十二マイルくらいところから広範囲にわたって米軍の実演演習がある。そのことのために、多くの漁民、沿岸住民が非常に不安におのいておるわけでありまして、これに対して、従来の日本近海における米軍の演習とかなり異なった様相を呈しておるように思ひますけれども、一体こういうふうな措置のしかたが地位協定に違反をしていないのかどうか、これらについてはまず外務省のほうから何っておきたいと思ひます。

○松原説明員 ただいまの演習につきましては、実は先週の日曜日にハイドロパック、日本で行きますと水路通報と称するものでございまして、それで連絡がございまして、以後私どもその地点をの他につきまして米側につきさらに確認をいたしました。その結果判明いたしましたのは、ただいま御指摘のように、日本の近海におきまして米軍の演習区域として提供しております区域とは異なります。日本海における公海において実施をするということが判明したわけでごさいます。

この問題につきましては、何ぶんにも演習が公海でございまして、国際法上いろいろ問題がございまして、その後私どももいたしまして米側と種々話し合いをいたしておりましたところ、昨日になりました、最初の演習に関する通報を、たぶんきょう取り消すということの内報を、は受けた次第でございまして、したがって、ただいま最初の水路通報による演習の取り消しの通

告をまだ私も確認いたしておりませんので、現段階におきましては、その通告の確認を待っているところでございますけれども、一応内報といたしましては、本日その通報が取り消されるということでございますので、事実上本件は問題がなくなった、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山田(趾)委員 演習を中止することになってはいへんけれども、問題には、今この通告の事態を引き起こして、地域漁民なり住民、また迷惑を受けておる漁協が四漁協でありますし、しかもその中には、かつてブエロがあらいう事件を起しまして、アメリカ艦隊に包囲された福洋丸の事件を起した越ヶ浜漁協の諸君がおりますし、非常に不安に思っているわけですから、今回取り消しの公報はまだ入っていないとおっしゃるわけでも、こういう事態を招いてしかも取り消すというその過程に至る根拠は、いわゆる指定水域以外であるということ、あるいは七日前に予告をしなければならぬ、こういうふうな地位協定に違反しておるとアメリカが承知をしてやめることになったのか、それとも外務省とアメリカとの折衝の過程でそうなったのか、そこあたりの見解を明らかにしてほしいと思います。

○松原説明員 先ほど申し上げましたように、本件の米側が通告をいたしました区域は公海上でございます。しかも、その演習をいたします米軍が、日本におります米軍とは限定されておらないわけでございます。そういう問題もございまして、今回の演習実施の通告が直接地位協定の違反とか、そういう問題は私どもないと考えておるのでございます。

○山田(趾)委員 地位協定の違反ではないという紋切り型のことになれば、そういう立場も言いがたれるかも知れませんけれども、何しろ今度の演習の規模、海上保安庁のほりから地元の管区に連絡された文書を見ますと、艦対艦の実弾演習、艦対空の実弾演習、空対空の実弾演習と非常に広範囲にわたるものであります。しかもこの公海に

は、私が申し上げましたように四つの漁協が出漁しておりますし、いま魚の最盛期でありますし、しかも五十そうと七十そうの網を張りめぐらしておりますし、公海とはいえどこで働いて生存をする日本の漁民にとっては、非常に大切な魚の宝庫なんです。そういう意味から、ただ公海論でこれを逃げ去られておったのでは、今回の問題の片づけになりません。そういう意味から、この種の日本近海のアメリカの演習については、事前に相談をされておいてやっていたら、操業の安全も保障されないという事態、こういう事態とからみ合わせて、私はやはり日本の防衛庁、外務省あるいは水産庁、こういうところは緊密な意思の連絡を保ちながら、アメリカに対してきつと将来の保障までしておくという立場を今回おとりになったかどうか、その点もあわせて伺っておきたいと思っております。

○松原説明員 今回の通告に関連しましては、私も関係各省は十分緊密な連絡をとって事に当たった、こういうふうな考えをしております。ただ、将来の問題につきましては、先ほど先生から当該地域は日本の漁業にとって重要な利益があるところであるという御指摘がございましたが、私どもそれは十分承知いたしておりますので、その点も考慮いたしまして米側と話し合ったわけでございます。

ただ、公海の使用につきましては、一般に公海の使用の自由というのが国際法上の原則でございます。したがって、自分だけがこれを使うというわけにはなかなかまいらないのでございまして、ただ公海を使用いたしますときには、他国の利益に対して合理的な考慮を払うというのが、またもう一つの原則でございます。したがって、私どももいたしましては、当該地域に日本漁民が操業上の重大な利益を持っているという点を米側も考慮するのは当然である、こう私も実は考えておるわけでございます。

○山田(趾)委員 せんだって和歌山の沖で無通告実弾演習というものは、予測もつかぬような形であらわれてくる。こういうふうな公海という一つの名によって海賊みたいな態度をとられたのでは、日本の漁民の安全、仕事の保障、こういうものは全きを期することができないわけですよ。今回の萩沖のやり方につきましては、十六日の夜ワシントンから直接放送があった。それを受けて保安庁のほうで関係各船に通報するという、全く無通告なやり方に似たような横着な態度なんですね。この点はやはり今回中止に至るまでの一つの過程の中でも、外務省なり防衛庁なり水産庁は厳重に、公海を使用する場合には相手国の利益も十分保障する、この原則の立場に立つのならば、そういう立場もこの際明確にして、厳重に申し込みをしていくという立場が一つ。

それからいま一つは、少なくとも十九日から操業がもう中止をされております。大体朝の八時から夕方までの五時までの演習のようでありましたけれども、この間にこの魚の最盛期に出漁することのできなかつた漁民に対して、どのような補償措置をするのか。これらについては水産庁も関係があると思ひますし、あるいは防衛施設庁も関係があると思ひますし、外務省も米軍との折衝で関係があると思ひますが、一体この補償はどうなるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○久米政府委員 今回の問題に限らず、この前のエンタープライズ以降の状況におきまして、さような問題が実はあったわけでございますが、出漁できなかつたことによる損失をどうカバーすべきかという問題につきましては、やはり事態の推移をよく見ました上で、また他の事例との関連も考えて処理をいたす必要があるわけでございますので、この段階で申し上げるわけにいかないと思ひます。

○山田(趾)委員 しかしあれでしょう。魚というのはとってこれるまで待つておるわけではないので、水温が変わってくと別の魚場に逃げていくわけですから、だから最盛期を一日でも二日でも三日でも失うということは、沿岸漁民にとってはたいへんな問題です。だから、少なくとも水産庁はそうした問題については専門家なんですから、やはり漁獲が少なくなってきた、その演習によって減ってきたという立場に立つて漁民は当然補償を要求することになるでしょうし、それらに対してはどのようなお立場で臨まれるのか。これはその国の利益を原則的に保障するという、公海上のこういう演習によって生ずる被害についての原則もあることだし、国とそういう漁民との関係の中にも、不可能なこういう操業状態におとし入れられて損害をこうむるのですから、これらについての補償をやはり当然考えていたいただけるものだと私は思っております。あくまでも、いかにございませうか。

○久米政府委員 水産庁といたしましては、もちろん漁民の利益をフルにカバーするたてまえのつもりでございますが、先ほど申しましたように、やはり被害の態様なり他との関連ということも考えて処理をいたすべきものと考えますので、この段階で補償について申し上げるのは、適当でないというふうに思ひます。

○山田(趾)委員 どうもよくわかっていただけませんね。操業できないのです。朝の八時から夜の五時までは操業できない。実弾がばんばん飛んでくる中で、そうあなた漁船を出して魚をとるわけにいかぬ。さっきあなたも言っておったように、五十そう、七十そうの網をおろしておるんですよ。それを撤去させるために緊急指示を出しておるのではありませんか、そういうふうな状態の中で操業のできなかつた漁民に対しては、明らかに操業したとせぬの差額が出てくるじゃないですか。それが明確になっているはずですから、それらについては当然補償を考慮するという措置がとられてしかるべきでしょう。

○山田(耻)委員 それでは、度合いの問題は当然考慮される具体的な数字が出ると思いますが、そういふ損害の度合いが明らかになれば当然考慮し、検討する、こういう裏側からの意味にも受け取れるのですが、そうとてよろしゅうございませうか。

○久米政府委員 御承知のとおり、公海上である演習があつてそこへ入れなくなるという事例は、カッオ・マクロその他にもあるわけございまして、その実態から見まして、何らかの措置が必要であるかどうかという社会的な妥当性が考慮されて判断するべきものだと思つてございします。現在の段階では、私は補償ということは考えておりません。

○山田(耻)委員 補償が考えられない、こういうふうなことですけれども、実際にある近海三十二マイルあたりで、ほんぽん実弾が飛んでくる中で操業ができないという事は事実なんです。それによつて被害を受けた漁民に対して、水産庁としてはなかなか補償の結論を導き出すのは苦しいような答弁ですが、外務省としてはどうなんでしょう。か。こういうふうな公海上における実弾演習が、一方だけの主張なり行動が保障されて、その公海上で一方の国の利益が損をさせられる、こう立ち返つて、米軍に対して補償要求をなさる、こういうことは当然のことだと思ひますが、いかがでございませうか。

○松原説明員 ただいま私どもといたしましては、今回の演習区域の設定に關しまして、米側との間に補償の問題について交渉するということは考えておりません。

○山田(耻)委員 演習は中止をさせる、これは米軍からもきつていふに公報が入らう、こういうことはこの委員会でも述べられたので、私も信頼したいと思ひます。だけれども、やはり私、多少心配になりますのは、あしたはやめる、あさつてはやめる、こういうふうに一日延ばしにずらされて、事実上演習がやられてしまふというふうな懸念

念すら、今日の日本の近海において起こつていふできごとから見たら推測もされる。しかし、いま御答弁いただきましたように、おそろくきょう中止をするという公報が入るであらう、このことは私はやはり信頼をしたいと思ひます。

ただ問題は、こういうふうなことが公海上でわがまま一ぱいにやられるというところのために、どれだけ多くの日本の漁民が苦しんでおるか、利益を失つておるか、このことを頭から離してもらわないようにしていただきたい。そうしないと、一体日本漁民の利益を守つてやるのはだれなのか。どこの国なのか。やはり私たちはそういう立場の中にも、アメリカに非常な追従をしておる日本の政府のおいというものを強くかき取るわけですよ。いまのお話では、外務省も水産庁も補償はしないといふことをおっしゃつておられますけれども、いまの演習中止に至る過程における被害については、やはり日本の政府が漁民の立場に立つてものを言つてあげなければならぬ。この立場を失うといふことは私は許せないと。こうしたことはもひとつ十分念頭に入れて、安倍さん、あなたは次官であります、特に山口県出身であります、こういう事柄で、先般来しは山口県の沿岸漁民は大きな利益を失つて、絶えず不安に悩まされておる。こういう問題に對処するに、一体政府としては、あるいは副大臣である次官としてはどのように考へて前進させるための努力をなさるのか、その答弁をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○安倍政府委員 われわれも心配をしておりましたが、いまの外務省からの答弁によりまして演習を中止するといふことがきつていふに発表されるというところで、たいへん安心をいたしましたわけでございます。これによつて演習は中止されました、漁民の不安も解消されるわけですけれども、今回の問題の過程を振り返つてみますと、アメリカ本国の直轄の部隊による演習で、日本側といたしまして連絡その他が突然過ぎたような感じがいたしましたわけでありまして、こういう問題につき

ましては、やはり事前に十分な連絡があつてしかるべきものではないかと思ひます。また、今日まで、いろいろこれに關連した問題が起つておりますが、いま山田さんがおっしゃいましたように、やはり日本として、漁民の安全をはかるというふうな立場から、言うべきことは率直に、また要求することは率直に要求するものが、私は日本政府の立場ではないかと思ひます。でありまして、日本政府は今後もそういう方向で、責任を持った立場でこれからやつてもらいたいと思ひます。

また、補償の問題につきましても、山田さんがおっしゃいましたことはよくわかるわけで、実は私も山田さんと同じ山口県で、そういう問題がたぐさん起る地域におりまして、こうした補償問題等についていろいろな陳情を受け、あるいは強い要請等も聞いておるわけで、私もこうした演習によつて、いろいろとそうした不測の事態が起る漁民が非常に大きな被害を受けたときはどうなるだろうか、どういふふうな補償措置がとれるものかといふことについて水産庁にも相談をいたしました。いろいろと調査もしていただいております。今度の問題につきましても、いま長官からお話をいたしましたように、国際法的にもあるいは国内法の問題からも、補償のいふゆる根拠法規といふものがないといふこと、なかなか補償は困難のようございします。しかし、こうした事態はこれから起こつてくることは当然であらうと思ひます。そういうことも予想されますので、われわれとしてはこうした事態を十分再検討いたしました。もつと前向きな形で対策を進めていかなければならぬ。そうして漁民が少しでも安心するような措置がとれるように、ひとつ考へていかなければならぬ、私はこのういふふうに考へております。

○山田(耻)委員 以上で終わりますが、次官のお話にありましたように、公海を乱用するアメリカ軍のやり方に対しては、嚴重なる抗議を申し込んでいただく、それから、それによつて生じた日本

漁民の被害についてはこれから十分検討していただいて、安心をして操業できるような措置を講じていく、そういうことを検討するといふお話をいただきましたので、これで終わりたいと思ひます。

○足立委員長 石田有全君。

○石田(省)委員 ただいまの質疑応答の中で、よく取りやめになつたといふことがこの場でわかつたといふようなことで、農林省、水産庁は外務省に寄りかかつておる。外務省はまた外交案件であるからといふことで高姿勢で、漁民の安全操業とかいふような問題についてはあまり関心を持たないような感じを受けるのです。これは私は外務省にも問題があるし、農林省にも問題があると思ひます。農林省側はもつと積極的にアメリカ側に対して交渉を持つと同時に、外務省にまかせっぱなしでなしに、なぞもつと独自に行動をとられないのか、はなはだ私は不満にたえないわけなんです。この点は、外務省ももう少し漁民といふものに対する思いやり、配慮が必要であるし、同時に、配慮をしながらアメリカ側との折衝を積極的にされなければならぬ。私はそういうところの配慮が足りないと思ひます。今後はますますこういう事案が多くなりそうなる国際情勢でありますから、外務省、農林省といふものはもうちよつと積極的な態度をとつていただきたい。私はいまの質疑応答を聞いておりました、これはどつちもはなはだけしからぬ、農林省も悪いし、外務省も悪いのじゃないかと思ひます。全く心もとなひ話なんです。今後前向きに、積極的にとおっしゃるけれども、いままでがいつもそうなんです。ですからこれを契機として、今後起つてくるかような事案に對しては、もつとあらかじめ外務省と農林省の間に連絡を保つて、もつと積極的に取り組んでいってもらいたい。そうすれば、もつと早く漁民に安心を手えることができたのではないかといふ感じを持ったわけでありまして、そういう点についての姿勢、その態度をひとつはつきりしておいていただきたい、こう思ひます。

○安倍政府委員 今回の外交交渉といいますが、相手国のある問題につきましては、農林省が独自で動くということには、これまでのあり方からしてできないことでありまして、常に外交交渉にたよらざるを得ない、そういうことで外務省とも綿密な連絡を保って、今日まで水産庁等もやってきたと思うわけでありまして、またこの問題につきましては、農林大臣が一昨日の閣議におきまして、正式に外務大臣に対して演習中止の強い要請を行なっていました。その結果、外務省が米國と話し合つて、こうした中止という結論になったと思うわけでございます。

○石田(省)委員 安倍政務次官に申し上げますが、いま質疑応答の中で明らかにしたわけですが、農林大臣が閣議でこれを取り上げたことも私も承知をしております。承知しておりますが、向こうが取りやめというふうな事案のようでありまして、それをいふと北方水域に移してもいいという要望をするというふうなことは、そんなに遠慮される必要はないと思うのです。これは外務省ではある程度情報をキャッチしておられたのじゃないかと思うけれども、北のほうへ移せばいいという必要はない。これはやめるべき、日本の漁場に対する被害甚大であるから中止してもらいたいというところからいえないのか。それは遠慮しなければならぬ理由はどこにあるか、実は私ふしぎにこの間じゅうから感じておったわけですが、いまの答弁でもやはりそういうことなんです。ね。そんなに高姿勢で出ろなどとは言わなければいいけれども、大体この演習はどうしてもやらなければならぬ性質のものかどうか、あるいはどんな性格のものかという情報は外務省にあると思う。それならば取りやめというのを強硬に申し入れれば当然であると思うのですが、どうもわれわれ見ていると、そこに非常に不満な点があるわけなんです。今後ますますこの種の問題が多くなろうと思つて、もつと外務省と連絡を密にし、正確な情報に基づいて、き然たる態度をとつていただきたい。ひとつ要望を申し上げて質問を終ります。

○足立委員 ところで休憩したいと存じます。午後二時に再開することとし、これにて休憩いたします。

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

午後二時三十分再開

ところの町村を工場に結びつけるというふうな再編成案も考えたわけですが、帯に短したすきに長しというのでございませうか、あの近所の町村は非常に町村が大き過ぎまして、われわれといたしましてはなるべく町村単位で工場に結びつけたほうが、行政的にもまた経済的にもいろいろ諸般の事情がからみますので、極力町村単位で結びつけたというところで、なるべく至近な距離をという考え方はありましたが、いろいろ検討の上、やはり実際問題として今回のような案が一番いいのではなかつたかということ、町村を割らないようなかっこうで工場に結びつけるような集荷地域を決定したような次第であります。

○美濃委員 同時に、北海道のてん菜の作付は固定していい。たとえば水稲のように——水稲は田と畑の条件の相違がございますけれども、水稲などというものはきつと固定しておるわけですが、畑ですら将来とも多少流動はするにしても、いまのところまだてん菜の作付というものは流動的要素がかなりある。それからもう一つは、過去の操業の中で、この前の集荷地域もあるわけですが、その中に、糖業のいわゆる企業努力あるいはそれだけの町村の考え等がありまして、これから北海道の寒地農業を確立する過程においては、北海道が計画しておる面でも、その計画面積をこえておる地域もあるし、五〇％くらいしかまだ達成されてないというところもある。こういう状況であります、今回の集荷地域の変更にあたつて、十年、二十年先というのじゃないですが、ここ二、三年くらいで、やはりてん菜の耕作が固定化するであろう過程における展望を考へておるかどうか。今回のこの集荷地域の変更をする中で、そういうことを考へておるかどうか。

○荒勝説明員 ただいま御指摘の点でございませうが、一応今回の集荷地域の再編成にあたりましては、いわゆる四十二年産のビートの一つの実績というものを基調にいたしまして、過去から現在までの伸び方というものを多少検討しながら、将来

の、大体五年後くらいの見通しを立てまして再編成したような次第でございませう。

具体的に申し上げますと、ことしの四十二年産のビートにつきましては五万八千四百ヘクタールの前後でありまして、農家各位の非常な御努力によりましてこの面積も、一昨年といひますか、四十二年産のビートに對しまして非常に伸びましたし、また去年天候にも非常に恵まれて、反収も非常にあがつたような次第であります、生産量としてはおおむね九十四万トンのビートを達成するに至つた。それを前提にいたしまして、将来可能な可能性をいたしまして約六万三千五百ヘクタール、いわゆる五万八千四百ヘクタールから六万三千五百ヘクタールというふうに、五千ヘクタール前後の相当な伸び方を前提にいたしまして、そうして反収も、いわゆる三十六トン半というところで、大体二百三十二万トンをいわゆる全ビートの生産量ということで策定いたしました、そうして大体各工場の操業規模が均等化するようにとつて、この二百三十二万トンを現在の工場規模の九工場で算出して、多少の修正をして出したような次第でございませう。その間先生の御指摘のように、ビートは北海道において生産的にはよく安定しつづつてありまして、現在まだ十分に安定したと申し上げにくいのでございませうが、過去から現在に至りまして、一部の地区では非常に伸びましたが、またある地区ではその他の工業都市化といひますか、そういったものが進行する過程で伸びが十分でなくて、ある別の地区では逆に非常に伸びにくいということでアンバランスが、会社側の経営の方針の責めに歸し得られないような事情も内在しておるようにも見受けられましたので、今回、あらためて地域の均衡化をはかるように地区割り再編成したような次第でございませう。

○美濃委員 次に、てん菜といふものかなり過去の歴史の中で災害等が発生しておるわけですが、これから災害等で各工場の原料が不均てんに

なつた場合はどのように措置するのか。うんぶてんぶでそのまゝ操業をやらすのか。それとも、たとえば昭和三十八年の千ばつ、風害によりまして、せっかくまきつけたてん菜が、春先の風害で消えてなくなりまして、かなりの面積が他作物に転換されて、三十八年度の操業というのはいささか低下したわけですが、この風害によって被害を受けた反別というものは、全部で一万三千ヘクタールくらいのことでは大体六万ヘクタールくらいの作付にならうとしておりますが、しかし、三十八年のような千ばつ、風害が来ますと、そのうち一万三千ヘクタールくらいが被害を受けて、せっかくまきつけたてん菜を他作物に転換しておるわけですが、こういう災害が起きたときに、風害状況というものは、九カ工場均等に起きるものではなくて、ある地区においてはほとんど風害がない、こういう災害に合わないという立地条件のところもある。その反面には、かなりひどい災害を受ける工場地域があるというところになると、その場合の措置はどういうふうにするのか。どう考へておるのか。

○荒勝説明員 われわれといたしまして、昭和三十八年の強風による被害、多少千ばつもからんだと思ひますが、そのときに、ただいま御指摘になりましたように一万三千ヘクタール程度の被害面積が出たことは一応確認しておる次第でございませうが、そのうち再播種したしまして、もう一べん種をまき直した面積が約二千ヘクタールあり、またその他いわゆる苗を再植えたりいろいろしまして、結局、結果論といたしましてどうにもならないということで作付転換をいたしましたのが、一万三千ヘクタールのうち約二千五百ヘクタールくらいが作付転換をしておるような次第でございませう。こういう大災害がありましたことを契機といたしまして、まだ十分とは申しかねますが、北海道においてその後いわゆるポットによるビートの作付が非常に普及いたしまして、三十九年以降現在まで、比較的順調に面積も伸びましたし、またいわゆる反収も増大して、過去二、三年

来の冷害等にも十分に耐えて、非常にビートは安

定的な作物に現在なりつつあるのではなかつたかというふうな理解しておる次第でございませう。したがって、災害のことにつきましては、今後あり得ないとかあり得るとかいう議論は、私いたしたくないのでございませうが、やはり多少は災害というものはあり得るものというふうな理解しております。しかし、現在の段階では、こういう災害が起きましたと、今回再編成を行ないましたビートの地区については、原則としてこの地区はそのまゝ守つて、いわゆる集荷を実行してまいるように指導していきたい、こういうふうな思つております。

ただ、実際問題といたしまして、今回の地区割りの再編成におきまして、徹底的といひますか、根本的な再編成ではございませうが、やはり非常に現実的な実際のな地区割りでありまして、工場別から見ますと、企業の合理化という点からいひますと、比較的長距離から原料を運ばなければならぬ。すぐ近所に隣の地区割りのビートが余つておるのがあるにもかかわらず、やはり自分のなわ張りということで、他の相当遠い距離から運ばなければならぬというふうな不合理性もあつたので、そういう点につきましては、やはり実際問題といたしまして企業の合理化を進める過程で、両企業者間の等量交換による数量交換を話し合ひで実行するよう指導してまいりたい、こういうふうに思つておる次第であります。

○美濃委員 いまお尋ねしたのは、災害が起きて、従来やつたように糖業者間の原料調整をやるのかやらないのかというのを聞いておる。そういうものは今後一切やらないという方針に基づくものであつたか。

○荒勝説明員 ただいま私、原則としてというふうに申し上げましたが、やはり地区割りは地区割りとして認めつつ、非常な異常事態が起きました際には、ある程度そのときの事態に應じて、われわれとしては検討しなければならぬのではないかとこのように考へており

ます。

○美濃委員 そこで、一応原則はお尋ねしたわけですが、ただいま御答弁のあった原則とかなり食い違った地域調整が、今回全面的ではないですが、一部に指示されておる。これは具体的に申し上げたほうがいいと思いますので、申し上げます。ホクレンの清水工場です。これは、去年も周辺で原料自立ができていないわけですね。去年でも原量調整によるものか、等量交換によるものかどちらかだと思ふのですが、まだ自身の地域が安定してなくて、搬入が二万トンほど行なわれておる。ここから一町村を他に削ってほかの地域にありますが、この一町村を削ってほかの地域に、もう原料の確保六〇〇〇の規模になる。しかも、先ほど申し上げたようにこの地域は、三十九年から今日まで増産に異常な力を入れておられます。伸び率は少ない。これから見込まれる、新たに耕作するといふ状況は不可能に近い。片やその町村をやろうとするところは、これを一村つづけることによって七カ町村になる。片や四カ町村になって、将来とも近隣からの原料の確保は全く見通しのない状態になる。片一方の七カ町村は、さらにこれから三千ヘクタールくらいの新たな作付が見込まれる。まだ畑面積に対するてん菜の作付比率が低いのです。北海道畑作の寒冷地対策の中のビートの正常な作付比率といえは、もう三千ヘクタールくらい作付が見込まれる。これは私、単独の意見でなく、むしろ北海道庁なりあるいは農業団体なりがそういう考え方を持っておるということになります。近き将来において、片や一工場以上の原料確保はできる、片や取られてしまつて、もう根本的に将来とも原料の自立ができません、こういうことで指示が行なわれたということ、これはまことに間違つたことだと私は思ふのです。こういう点に対してどうお考えになつておるか。それと、この状態に対してもう一ぺん再検討するといふ考えがあるかどうか。

○荒勝説明員 今回とりました措置の中で、ホクレンの町村を、今回の北海道糖業株式会社の地域

に再編成したことについての御指摘だと思いますが、たれわれといたしまして、先ほど申し上げましたように、極力各工場別に独立できるような地域再編成をやりたい。原則としてもう少し広範囲な、徹底的な再編成をいたしたかったのではありませんが、実際問題として、従来の間何十年もかかってきてきたビートの地域を、その一方で全部やり直すといふわけにもまいりませんので、実際できる範囲内の地域再編にせざるを得なかった。

そこで、大体後発企業であります北海道糖業に十万吨前後のビート地区を、この際再編成して確保したいという前提から、いろいろ検討いたしました結果、それによりましてもおおむね北海道糖業は後発でありますので、ことしの実績から逆算いたしまして、北海道全部が一工場当たり二十一万五千八百トン前後の操業度でありました。三社のほうは、今回改正しなければ十五万八千トンくらいで、二十一万五千に対して十五万八千では非常に操業度が少ないということ、それに足しまして、今回の再編成によりまして十八万九千トン、約十九万トン前後にまで何とか持つていきたいということ、数字をいろいろ調整した次第でございます。その間におきまして、先ほど申し上げましたように、ある町村をいろいろ参酌したのであります。非常に大きな町村であります。一カ町村だけで十万吨に近いような町村等もございます。なかなか分割がむずかしいというところで、具体的に今回指示いたしましたような、上士幌町をこの北海道糖業の地域に入れざるを得なかったというふうな結果になっております。

その結果、ただいま御指摘がありましたように、清水工場の数量が減るではないかという御質問でございます。しかし、清水工場といたしましては等量交換の方法は、先ほど私が申し上げましたように今後も残されておりますので、あるいは日甜なりその他の企業との間でお話し合ひになつて、等量交換によりまして、あるいは合理化

の方法によつて、今回の地域再編後においても、でき上がりましてビートをすぐ運んだほうが企業の採算といたしましてはむしろ多少よくなるのではなからうかというふうに判断して、今回の案を指示したような形でございます。

われわれといたしましていろいろと検討いたしました。が、やはり現在の段階においてこれが一番実際のだ。根本的な再編成をするとか、あるいは不当に遠いところの町村をまたくつつけたりといふようなやり方よりも、いろいろ不十分な点は多々あるとは思いますが、われわれといたしましては今回の指示しました線、道庁も含めて協議してきた関係もこれあり、今後関係市町村におかれましては、十分御協力をお願いしてこの線で実行してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○美濃委員 その説明を何ほ聞いても、これは了解できないのです。時間の関係で単純にお答えを願ひたいと思ふが、そうすると、清水工場というものは四カ町村に削つて、それで原料の確保ができるという考えですか。

○荒勝説明員 ホクレンの清水工場の件につきましても、過去におきまして非常に面積がふえてきたといひます。成長率が高かつた関係もありまして、今後それほど高い成長率を期待するといふわけにはまいらぬのではなからうかというふうに私も理解しております。したがって、ホクレンの清水工場を中心とする地区が、これによつて将来、いわゆる完全な自給自足の体制に入れないのではなからうかというふうにも考えております。しかし、今回の上士幌地区を北海道糖業に引き渡しましても、従来からのいわゆる非常に近い他の周辺地区から等量交換によつて原料ビートを搬入しておつた経過もありませんので、その件につきましては今後ともさらに、いわゆる日甜地区あるいはホクレンのその他の地区のほうからの、その年の原料生産事情を勘案しつつ等量交換制度によつてこの工場へ搬入することによりまして、操業において何ら支障を来さすような結果にはなら

ず、経営的にもかえつて合理化されるのではなからうかというふうに理解しておる次第でございます。

○美濃委員 それは経営的に合理化できるなどということは全く詭弁だと申し上げたい。二百キロも離れているもう一つの工場、いわゆる北見の斜里工場は原料的に有利だから、それを等量交換という方法でやるというのであれば、まだてん菜の作付状況というのが固定化していない現況において、いわゆる原料調整体制でしばらく様子を見るということが正しいのである。これは去年の実績でもかなり上回つておりますから、固定的でない。全然原料の自立できていないところの集荷地域を動かすというのであれば、その前に、その二百キロも離れておる工場の原料が有利だからという解釈に立つておると思ふのです。なぜその有利な地域、じきそのそばには日甜の磯分内という二十一万トン、平均二十万トン以上の原料に対して、この地域には六万トンという工場があるのですから、基本的には有利なところできちつと町村を主体に再割りをするといふのであれば、どうして基本に立つた政治の姿勢をとらないのか、これは私もよく理解ができません。二百キロも離れているが原料が多い、ここのほうは原料が足らぬのだから減してもいいというところは、これは私は全くでたらめなやり方だと思ふのです。こういうことは断じて私も了解できないので、そういう不自然なるものを、合理的になるんだなどという答弁をするといふことは私はどうかと思ふのです。

○荒勝説明員 ただいま御指摘になりましたように、北のほうの地区とホクレンの現在の清水工場を直ちに結びつけて、そこへ原料を運ぶという直接的な考え方はございませんで、毎年の原料の生産事情を勘案しながら、いわゆる等量交換の考え方にしまして、日甜とホクレンとの間で等量交換の考え方を基調にすれば、いわゆる帯広地区のビートも相当大量に過剰さみになつておりますので、ただいま御指摘の磯分内に送るべきもの

をあるいは清水工場のほうへ搬入することにより、その等量分をあるいは北から磯分内のほうへ運ぶというふうなやり方等もございまして、これはその年その年の作柄にもよりますが、断定的なことは私たちが申し上げられませんが、いわゆる企業者間の運賃距離をいかに少なくするかというところで、合理的な方法は相当考えられるのではなからうか、こういうふうな考えている次第でございます。

○美濃委員 私の間いているのは、あなた方は原料調整なんかというややこしいことをしないで、全然原料のまだ足りないところの工場の地域を減らすのでなくて、余っておるところのそばに足りない工場があるのですから、どうして余っておるところの一町村なら一町村を、磯分内工場なら磯分内工場の地域にしてきちつとしないのかということを言っておるのです。どうしてそういうおかしなことをやるのか。等量交換も、それはどうしても避けられない実情だとはつきりしておるのでしょうか。どうして余るところの町村をそのままにして、二百キロも離れているところの全然原料の足りない工場の地域を一町村削除して、基本的に六〇〇キロの原料しか自体の集荷地域ではできないという条件をつくるのか。日甜の磯分内工場も余っておいて、そこでは調整がつかないというので、どうしてもそうしなければならぬ原因があるのではあれば私も了解しますけれども、そうじゃなくて、片一方は足りないものでありますから、そこを、なぜ地域調整するのならばするような基本線で地域調整をやらなければ、こう尋ねておるわけですか。これは再検討するのではありません、私はこの問題はやはりおさまらぬと思います。

それからまた、私は去年の国政調査で青森等の実情を見ましたが、この中になかなか不自然なものがあります。こういう姿勢で農林省が指導していくということは、私はもう許されぬと思うのです。断じて今回の場合も許されぬと思うのです。そういう間違ったことをやって、従来よりもよくなるのだとか何とかという詭弁を使って、メン

ツにこだわって非常に間違った案を押し通そうとするならば、それはそれなりに私も考えなければならぬと思う。もう一べん御意見を伺いた

い。

○荒勝説明員 お答えいたします。

われわれといたしましては、この地区の再編成につきましては、先ほど申し上げましたように矛盾は十分感じておりまして、スタートのときには非常に根本的な地区再編も考えたわけでございますが、現実問題といたしまして、全町村にまたがるような徹底的な再編成の手を打つということには、あまりにも各方面に御迷惑をかけるというふうに判断いたしました。やはり必要最小限度の地区割りの再編成にいたしたいということで、今回の措置に踏み切ったというふうな次第でありまして、これが完全無欠というふうには私自身思っておりません。しかし、これによって従来よりは多少、毎年毎年ある一定の数量を後発会社に供出するといふか、提供するような措置よりも、今回ある程度永久的な措置として地区割りで再編したほうが、今後のビートの安定的な発展のためにプラスになるのではなからうかというふうに判断して実行した次第でありまして、現実問題として、これ以外に考えられなかったというのが今回の経過でございます。

○美濃委員 踏み切った、こう言うのですが、踏み切り方が間違っておると非常に問題が出るわけですか。たとえば、昨年閉鎖がきまっていた東北のビート事情を私は見たわけですが、全く話にならぬということですね。それは第一に東北の実情に合う品種を用意していない。しかも、どこから持ってきた種か私はよく知りませんが、どういふふうにして持ってきたのか夾雑品種で、三品も四品も混合した品種を使われている。しかも、昨年行ってみたのですが、てん菜はわりかた温度には敏感なのに、高温の地帯に向かない混合された品種を使っておりました。昨年の場合非常に褐斑病にやられて、二次生長をいたしました。第一類葉の葉は全部枯れてしまつて二回目の葉が出てい

る。これは私どもの測定では、含糖率は一〇〇くらいいしかならないのではないかと。非常に農民は手入れをよくしておられますけれども、全く品種が悪いために、てん菜の収量よりも砂糖をとるという作物の体系から見ただけには全くなっていない。こういうことが行なわれておった。そういうのは、いま踏み切った、踏み切ったと言います。が、いわゆる企業は、フジ糖はやはりビート工場を建てたくて申請したのでありますから、失敗してもその企業はいまだうけけれども、実政策的に見た場合、てん菜という作物を東北に入れたら、そうして経済作物として農民につくらしてやるのに、てん菜の収量の中から砂糖をつくるという工程の指導も行なわれていない、私も考えるのに、その結果は、昨年四億九千万というくらいだけのビートは食糧で買上げて泣いたわけですが、こういう膨大な国家補償的な損失を国に生ぜしめたわけですか。私はこれは行政責任があると思うのです。

そのことは別に、北海道の今度のような非常に間違つた地域を、踏み切ったというて強行するといふことは、再び青森の二の舞いを起す。そういう踏み切った行政の姿勢というものは、私にはあり得ないと思うのです。あなた方は踏み切ったかもしれぬが、私どもの見た場合には、踏み切った姿勢ではやらせない、こう思うのです。踏み切った姿勢が間違つておるときに、私もそれは注意するために国会があると思うのですよ。それを検討するといふ意思もなければ、踏み切ったからやるというとは、断じて許せぬと思うのです。もしそれをやるというならば、私はこれから調べて、青森の工場における行政責任をやはり追及しなければならぬ。

たとえば、これは北海道のある町村ですが、それは全然ビートとは関係ございせんけれども、その町村で職業安定所をつくるために、四百七十万と思いましたが補助予算を申請した。ところが、たまたま請負金額がそれを下回ったが、設計金額で補助金を受領しておった。ところが、町村

長は、設計金額よりも請負金額が四十万下回っておったが、それに伴う補助金を受領しておったというところで、補助金適正化法違反で、今回控訴はいたしましたけれども、第一審で懲役一年、執行猶予二年というのであります。四億九千万からの国費を国家補償的に使われ、そのうしろにそういうことを認可するあるいはそれを進めてきた行政責任といふものは、これは司法事件に該当せぬと思われども、いわゆる行政責任、その上に立つた行政処分といふものは行なわれなければならぬと思ひます。行政的にやつたことで間違つたことをやって、そうしてそれで何でもいんだということとは、私は許せぬと思うのです。断じて今度の北海道の地域調整は許せぬ、そういう意思に立つておるわけですか。この問題は部長に言つてもしょうがないから、きょうは政務次官が何か答申が行なわれるのを席をはずしておりますから、これは次の機会にそこまで行きます。今度の問題は、どうしても踏み切つてやると言ひなれば

やらぬと言ひなれば、終つたことまで私は言いたくないのです。始末の終つたことまで引っぱり出してあらさがしをしたというのではないが、今度の間違つた踏み切りをとめるために、どうしても青森問題を追及しなければならぬ。行政責任を追及する、行政処分を要求する、そういうことは日本の政治は改まらぬと思ひます。何でもかんでも実情に合わない間違つたことを中央で判断して、踏み切つたからこれでやるんだ、これは許せぬと私は思ひます。

きょうは大臣もおられませんから、この問題は次の機会に、やはり行政責任を追及しなければならぬと思ひます。許せぬと思ひますからやることにして、本日はこの程度で終わります。

○足立委員長 樋上新一君。

○樋上委員 私は厚生省にお伺いしたいと思ひます。戦後日本海でとれる魚がめつきり少なくなりまして、このために東シナ海、インド洋、アフリカ、カナダ沖と、日本の漁船が世界の至るところ

ろに足を伸ばすようになりましたが、所変われば品変わるでこれら魚にもこれまでとは違ったものがあつて、姿形がグロテスクなものをそのまゝあちらの名前で出しており、消費者の購買意欲を減退させるようになる。魚はしろうにとはそれと見分けがつかない。それをいふことにして、そしてらぬ顔で日本の高級魚の名をつけて小売り店で売られておる。こうしたインチキ商法が横行し始めたが、それが慢性化して、いまや魚はにせものも時代になつてきた。さすがに主婦連あたりでも黙つておれないと立ち上がつて、実地に小売り店へ行つてこれを買つて、うそつき表示について調査した。そして各省関係者を招いて全体研究会を行なつたというように聞いておりますが、その調査の結果を明らかにしていただきたいこと、また、このようないふことは何故原因で起るのですか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○神林説明員 魚の名称につきまして、それを表示するとかそういう問題につきましては、直接食品衛生法の取り締まりの対象には現在なつておりませんが、正しい名称で売買されるということは公衆衛生上好ましいことでございますから、農林省であるとか、あるいは水産庁であるとか、それから公正取引委員会なんかもよく連絡をとりまして、今後販売業者に対して正しい名称で売られるように行政指導をしていきたいと考えております。

○樋上委員 これはいま始まつたことでなくして、過去何回もこういうことは言われて、善処をするとかそのつど言われておるのですけれども、いまだにそれが直らない。規則はないんだけれども、いまも御答弁がありましたけれども、やはり消費者としてはもうこの辺で改めてもらわなければ、味もみな変わつておる。表示したその魚を買つてそれだと思つたら、味は全然変わつておる。ところがそれを知らない。それでは、規則はないといふはなないのですけれども、これは言わなかつたらいつまでもそのまま表示されておるのか、こういうふうに私は思ふのです。

その原因として、もともと遠洋漁業の範囲の拡大につれて、いままで市場に出回らなかつた魚種が売られてきた。これらの新しい魚種に対する商品としての名づけが適切に行なわれなかつたこと、原因の一半があるのだと私は思ふのですが、この点はどうでしょう。

○久宗政府委員 御指摘のように、遠洋漁業関係でいろいろ新漁場の開発でございまして、さういふ努力をいたしておりますので、ここ数年逐次いろいろな新しい魚種がふえておるわけでございまして、ただいま御指摘を受けましたようなことがございまして、魚関係は、小売りと申しまして、非常に気づぶのいい仕事でございまして、まさかと思つたのでございまして、さういふような御指摘を受けまして、非常なショックを受けておるわけでございまして。

私も思つたしましては、だんだん漁場が拡大いたしまして、恒久的にわが国に入れたるも大体消費者になじむといつたようなものもだんだんめどがついてきておるわけでございまして、その過渡期におきまして十分なPRと申しまして、さういふことを非常に怠つておりました、この点まことに申しわけないと思つてございまして、いろいろ消費者団体のほうの御指摘を受けまして、急遽関係各省と御連絡をとりながら対処いたしては、一つには、前から御承知のように冷凍魚の普及問題につとめておつたわけでございまして、従来デパートで冷凍品に消費者がなじんでいただくような施策を講じておりましたけれども、非常に不十分でございまして、本年度からでございまして、小売業者も参加していただきまして、小売業者を通じて消費者に冷凍品になじんでいただく。その際、新しい品種につきましても解説をし、消費者にもなじんでいただくといふことを小売業者を通じてやるのが一番徹底するといふふうに考えてやっておるわけでございまして、規模も非常に不十分でございまして、それから、ただいま御指摘を受けましたような

名称の統一問題でございまして、ごまかして売らうといふのはもちろんけしからぬわけでありまして、けれども、いろいろ区分けしたし、はたして特別な名称をつけるべきかどうかといふ議論も多少専門的にございまして、さういふ意味で、消費者の方も含め、学識経験者も含めまして、現在大日本水産会の中に特別委員会をつくりまして、どの程度に区分をして消費者にわかつていただくような形の名称に統一するかという問題を、急遽いまい勉強いたしておる最中でございまして、たいへんおくれて申しわけないと思つておりますが、御指摘のような御批判を受けまいように努力いたしたいと考えております。

○樋上委員 農林省の業務統計処理上にメルルサという名前が新規に入つてきた。その名前を適当な和名に統一をするようにやつていらつしやらないのですか。さういふ外国名のメルルサという魚を日本名にするといふような……

○久宗政府委員 メルルサは、いままで各所で追つかけておりました魚の中では比較的まだ群として相当のものが残つておるわけでございまして、これらの種類のものが相当消費されてしまつて、これらといふふに実は考えておるわけでございまして。名前を和名にいたしますかどうかの問題も含めて、いまの御専門の方々、特に消費者の御意向も含めまして検討いたしたいと思つておるわけでございまして。一応メルルサといふのは相当普及してまいつたような形でございまして、あえて和名にしたほうがよろしいかどうか、その辺のところも検討して結論を出したいと考えております。

○樋上委員 いま検討されておることを聞いたのでありますが、メルルサの名前もかなり知れてきたからそのままでいいじゃないかといふことになりまして、全部和名に統一しなかつたら、メルルサをくださいといふようなことを言うて、主婦が英語の名前を紙に書いて出さなだらわからぬ。さういふややつていなければならぬ。もしやつていなければならぬ、取引上非

常に不都合な場合が生じるのではないかと考えるわけですが。たとえばメルルサなどは、その名前前で市場取引されているが、このままで小売り店に行くとか商品性を著しく阻害することにならないか、さういふことも私、考えるのです。その点はどうでしょう。

○久宗政府委員 食つてみたのでありますが、けつこく食えるわけでございまして。ただ御指摘のように、名称になじみがないために食わずにいらぬのは困るといふたようなことから、おなじみの奥さま方に御説明して食べていただくといふたようなことが初めにあつたと思つておりますが、それが多少習慣化したしまして、御指摘を受けるような、いわばごまかしで売るといふような形のものになつたように思ひます。

ただ名称でございまして、かりにこれを日本名にいたさうと思つたとしても、別にまぎらわしいという問題も起り得るのではないかとさういふふうにも考えられますので、その辺のところはいま申しましたように、やはり専門家で相当吟味していただきまして、その中には特に消費者の関係の方も加わつていただいておりますので、適当なところ

○樋上委員 うそつき魚の正体調べといふものをやつてみたのですが、メルルサはどんなふうになつておるのかといふたらクロダイとして売られておる。これは非常に安い値段で、三分の一の値段ですが、クロダイとして売られておるのです。さういふことをずっとあげてみますと、メヌケといふのがアコウダイとして売られたり、ハタがタイとして売られたり、ギンダラがムツとして売られておる。それからアフリカのタイがこつちのタイとして売られておる。なおまだあげますと、オヒョウがヒラメになつておる。それからカレイがマガレイとして売られておる。三十一種類のうちで合格したのが十三で、不合格が十三、産地の不合格が五、さういふ統計になつておるのを御存じでしょうか。

○久宗政府委員 御指摘のようないふことが調査の結

果わかりまして、たいへん申しわけないと思つて
おるわけでございます。

○樋上委員 これは農林省当局の怠慢であると私は
思ふのです。水産庁の行政担当者として当然対
策を講ずべきだと思ふので、どうかひとつ早
急にそのうらなを統一するなり、うそつき魚が出
回らないように和名に統一するなりやっていたら
きたいと思ふのです。たとえば、メルルサはタ
ラという一種であるためにスペインダラという名称をつ
けてもいいんじゃないか。これは一つの提案です
けれども、スペインダラといううらなにつけたら
どうか。そうすれば、遠海でとれたものであると
いうことが消費者には明確になつてくる。ただ単
にメルルサとつづけるのじゃなしに、スペインダ
ラというふうにつけたらどうか。こういうふう
にして市販をしたら、安心して買つていけるんじや
ないかと思ふのです。

それはこの辺にしておきまして、今度は公取委
員会にお願いいたしますが、オヒウがヒラメと
して売られていたことが明らかになつたが、これ
は確かに学問上の分類からはヒラメの一種であ
る。しかし、高級魚とされている近海魚のヒラ
メとは、なまの場合などはかなり癖がありまし
て、味が違ふのですが、現実にはヒラメとして店頭
で売られているのです。さらに問題になるのは、
業者間の相場ではオヒウはヒラメの三分の一の
値段であるにもかかわらず、消費者にはヒラメと
同じ値段で売られている。また、タイ類に名称詐称
が多いとたまたま申しましたが、たとえばニュー
ジランドのタイを大タイといつたり、アフリカ
ダイをタイといつたりしている。このようなこと
で、主として魚の小売り段階で、消費者を惑わす
不当表示が横行しているのはまことに遺憾であ
る。私はこう思ふのです。これらの行為は不当表
止防止法違反の行為であると考えております
が、公取のほうはどうでございますようか。

○吉田説明員 お答えいたします。
ただいま御指摘のありましたオヒウをヒラ
メ、あるいはメルルサをクロダイといったような

ことで、価格の点において非常に安いものを高い
ものの名前で売っている、あるいは内容が非常に
劣るものを内容のすぐれたものの名前で売ってい
るということになれば、これは景表法第四条の不
当表示という違反の疑いが非常に強いと思ふので
す。公正取引委員会といはしは現在この点
検討中でございますが、新聞紙等で見ますと、主
としてそういうことで小売りの店頭で売られて
いるように書いてございますので、現在価格、品
質の点について調査を進めております。

それから、これを一々私も各店を個々のに
調べるということになりますと非常にひまもかか
りますので、業者の組合等と連絡をいたしまして、
できれば、これを違反かどうかきめて措置を
とる前に、表示の基準というものをつくらしまし
て、それは関係官庁あるいは学識経験者の意見も
伺ひまして、もちろん消費者の意見も何つて、表
示基準というものをつくらして、それによつて効
率的な取り締まりをやつていきたい、こういうふ
うに考えております。

○樋上委員 ただいまお話を承りまして思うこと
ですが、先ほど来申しましたように、これはいま
起こつた問題ではない。かなり前からこの問題を
やがましゅういわれて、新聞やラジオや主婦連で
騒いでおる。それをいまこれからやるというの
は、私はおそきに失する、これはいままでの怠慢
を反省してもらつて早急にやつてもらわなければ
もう世間は承知しない、こう思ふのです。日常の
ことでですから、主婦連はこういうことに対して非
常に敏感で、やつてくれているのだらうかどうな
んだらう、ほかの電気製品なんかは公取がやかま
しゅういふけれども、日常の市場に売られておる
魚の点についてはいつまでたつても行なわれてい
ない、こう思つておる。この点を私はつとめてお
願ひし、要望しておく次第でございます。

それから、今度は価格の問題ですが、国民生活
白書によると、三十五年から三十九年までの五年
間の各種の値上り状況を見ると、中小企業の手
になる加工食品が四〇％、民間の家賃、部屋代は

六五％であり、理髪、パーマネットなどのサービ
ス料は八〇％程度であるが、総理府統計局の調査
によると、同期間におけるマグロ、アジ、イワ
シ、サバ、イカなどは二倍にも値上がりをしてお
る。この間にも、さきに述べましたように遠海産
の安価な魚の水揚げ量が増加しておる。全体的に
は他商品に比べて割安になつても当然でなければ
ならないと思ふのですが、高くなつておることは
監督官庁の怠慢であるし、今後つと具体的な
処置をとつてもらいたい、こう思ふ次第でござい
ますが、この点はどうぞでございますようか。

○吉田説明員 お答えいたします。

ただいまの御指摘のありました点につきまして
は、私もどなたもいたしましてはそういうふうなも
のがほかのものに比べて値上げの幅が非常に著し
い、その原因がどういふところにあるかというこ
とは、もしそれがカルテルによつて値段をつり上
げている、業者間の協定でつり上げておるという
ことでございすれば、これは独禁法によつて処
置をいたしたい、こういうふうな考えております
す。私のほうは取引部でございまして、そういう
ほうは審査部でやつておりますので、ここで責任
のあるお答えはできませんけれども、もしカルテ
ルがございすれば、違反ということですから、処
置をとりたい、こういうふうな思つております。

○樋上委員 じゃ、うそつき魚の表示はそのくら
いにしておきまして、もう一件厚生省にお伺ひい
たしたいのでございしますが、最近における輸入
食品の状況及び検査状況はどうなつておるのか、
お伺ひいたしたいと思ひます。

○野津説明員 お答えいたします。
最近におきます輸入食品は非常に増加してま
いっております。たとえば昭和三十七年に年間
約五万九千件の輸入があつたわけでございます
が、それが昭和四十一年には十一万七千件をこえ
ているというふうな状態になつております。

この輸入食品につきましては、現在、食品衛生
法に基づきまして輸入時に届け出をしていただく
ようになっておるわけでございます。そうしまし

て、その届け出に基づきまして、必要があります
場合に検査を行なつておるわけでございます。昭
和四十一年度におきます検査の件数は約七千件と
なつております。この検査の結果、不合格となり
ました件数は約一千件というふうな現状になつて
おるわけでございます。

○樋上委員 先般横浜において、輸入米から黄変
米らしいものが抽出された。その実態についてひ
とつ説明をお願いしたいと思ひます。

○野津説明員 お答えいたします。

昨年の十一月二十四日に、川崎港に入りました
中国からの玄米約四千五百トンにつきまして、横
浜検疫所に駐在しております食品衛生監視員が検
査をいたしましたところ、一部に黄変米菌を発見
したわけでございます。したがひまして、国立衛
生試験所にその資料を送付いたしました。精密検査
を実施いたしましたところ、約二百二十トンの
つきまして黄変米菌によつての汚染が確認された
わけでございます。

黄変米菌の汚染の程度でございますが、これは
約一ないし二％、百粒につきまして一ないし二粒
という形で出ているわけでございます。

なお、この黄変米菌に汚染された玄米につ
きましては、これを摘精いたしましてできまして
白米を再検査いたしましたところ、結果、黄変米菌に
よつての汚染がないということが判明いたしました
ら、食糧に供するようになつたと思つてお
ります。また、その際に生じたぬかだとか
砕け米につきましては、これは食糧に向けないよ
うにするということで処置いたしたいと思つてお
るわけでございます。

○樋上委員 中国産米については、輸入に際して
書類検査だけで、実物はノーチェックだという手
ぬかりがあつたことが今度明らかにされました
が、それに対して政府はどう考えておるか。

○野津説明員 お答えいたします。
現在の検査の状況は、十の主要港に十九名の食
品衛生監視員が駐在しておるわけでございます。
その間、先ほど申し上げましたように、入つてま

います食品の件数が約十二万件というふうな状態でございます。これの検査につきましては、全数の検査ということは現在の段階では非常に不可能な状態にあります。また食品の、ものによりましては検査を必要としないものもあるわけでございます。したがって、いわゆるサンプリング調査という形で検査を実施しております。その関係で、最近入ってまいりました中国産米につきましても、この十一月に入ってから、四月に長崎に入ってまいりました中国産米について検査をいたしております。これにつきましては黄変米菌は発見されておらず、こういう現状であつたわけでございます。

○樋上委員 最近五カ年の検査所の衛生監視員の増員状況と、輸入食品件数の増加と、その概況を調べてみると、お答えになるとひまがかかるのでこちらから言いますと、その件数においては一〇〇％増加しているのに、監視員は三五％しか増員されておらず、これでは、輸入食品の品目がますます複雑化してくるのに全く逆行するものである。三十七年には十四名で、五万八千九百二件について十四名、三十八年は十四名で七万六千六百六十六件、三十九年は十五名で八万三千三百八十三件、四十年には十六名で九万四千九百八十六件、四十一年には十九名で、ただいまおっしゃいました十一万七千二百九十八件、これだけ件数がふえてきているのに監視員が少ない。検査を厳重にしておると言いますけれども、もし発見されなかったら、この黄変米が検査の人手が足りないというふうなことでわれわれがそれを食べたときには、どういふ結果になるかということを考えてみますと、いろいろな病気が出てくる。肝臓障害とか、肝硬変とかいうものが出てくる。おそろしい結果になる。米だけでなくすべての問題について考えてみますと、まことにおそろしい結果になる。

そこで、名古屋と大阪では監視員が何人いるのですか。

○野津説明員 お答えいたします。名古屋の検査所に駐在しております監視員は一名、それから大阪の検査所に駐在しております食品衛生監視員は一名でございます。

○樋上委員 こうした物件がふえてきたにかかわらず、名古屋、大阪でわずか一名ずつしか駐在しておらず、もしその監視員が病気になるか、あるいはどうするかを考えたときに、私は非常にだるい人間がおります。肝心の輸入して検査するところにはおらぬ。横浜の事務所におきましては技官が四人、職員が二人しかおらず、いま聞いてみたところ、大阪や名古屋には一人ずつしかいない。こういうことでは、細菌やカビ、そういうものがあるかないか抽出検査するのにどれだけの能率があがるか。だからついルーズになってきて、そしてあるいふようなたまたま抽出してみたら問題が出ない。早急にこの監視員の数を増員しなければならぬ、私はこう思うのですがどうですか。これでいいのですか。

○野津説明員 お答えいたします。先生の御指摘のとおり、現在食品の多様化というふうなことに伴ひまして、非常に多くの食品が輸入されている現状にあるわけでございます。これに対処します食品衛生監視員の数が非常に少ない、こういうふうな状態でございます。私も毎年できるだけの数の増員ということを要求いたしておるわけでございます。また、なかなかむずかしい問題があるわけでございます。ただ、今年度は一名の増員ということがやっと認められたというふうな現状にあるわけでございます。

○樋上委員 どういうところかむずかしいのか。私はこういふところにこそどんどんやってもらわなければならぬと思う。余っているところはたくさんある。そこであなた方が腰強く要求して、これだけではとてもだめだ、こういう状況だということを書いてもらわなければならぬ。遠慮していただければ。

最近、東南アジアから生鮮食品などを航空輸送

する場合がある。その検査はどうなっているのですか。また、近年の輸入件数はどのような傾向にあるのか、これを御説明願いたい。

○野津説明員 お答えいたします。最近、航空機による生鮮食品の輸入が非常にふえてまいっております。羽田に入ってまいります生鮮食品の輸入件数についてみますと、昭和三十八年度には二千九百五十九件輸入されて、昭和四十三年の二月まででございますが、約四千三百件というふうな増加してまいっているわけでございます。現在、東京検査所に駐在しております食品衛生監視員のところで輸入の届け出が行なわれまして、検査等につきましても、東京検査所に駐在しております食品衛生監視員の手によって実施されていまして、現状でございます。また、交通が発達してまいりますと、ますます航空機によりまして輸入というふうなものがふえてくるということが予測されるわけでございます。これに対処しまして、先ほど申し上げました一名の増員を東京空港に振り向けるというふうなことを考えておるわけでございます。問題は、航空機で到着します貨物類が二十四時間を問わず、特に夜間に到着するものも非常に多いわけでございます。したがって、一名の増員では実際の勤務には非常に問題が生じてくるというふうなことを考えております。その間、東京検査所に駐在しております食品衛生監視員あるいは横浜検査所に駐在しております食品衛生監視員等の再配分なども実は検討しながら、できるだけ安全な食品が国内に持ち込まれて国民の口に入るようにいたしたいということ、最大の努力をいたしておる状態でございます。

○樋上委員 そのように、年々増加の傾向にある航空便による輸入食品は検査が怠慢である。またお話を承りますと、夜到着するものがある。わずかの検査員でこうした管理が非常に危ぶまれる。これは重要な問題になってくると思ひます。私は、ここで再度この検査員の増員を願つて、

安心してそういう生鮮食品を航空便でやるということ。これは最も新しいのですが、国民の食に供するといふ点から考えてみたら厳重に衛生管理をして、そして完璧な布陣をしいてもらいたい。最後にそういう要求をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○足立委員長 佐々三郎君。○佐々委員 私は農民年金、一名農業者年金につきては御質問をいたしたのであります。きょうは農林大臣の御出席がないということは承知しておりますが、政務次官は、――いま来られますか。それでは質問を進めます。

私も従前から、農民にも恩給をということの一つのスローガンとして農村で戦ってきたものでございます。農民の実情は、御承知のように非常に低所得でありまして、戦中戦後のあの困難なときに、そういう低所得に甘んじて農民が国民食糧の確保のために非常に力を尽くしたということは、もう周知の事実でございます。しかし、一生懸命に働いたときに働いて、そのあとどうなるかと申しますと、公務員には恩給があるが、農民にはそういうものがありません。これについて、私たちは非常に不満を持っておつたわけでありました。

特に最近におきましては、農村においても家族主義の崩壊と申しますか、非常に個人的な風潮が生じてまいりました。農業に従事する老人の老後の安定の問題が非常に大きな問題になっておるわけでありまして、そういうふうなときに、たまたま昨年一月の総選挙において、ちやうど選挙のまっ最中でおりました、佐藤総理大臣が、農民にも年金を出す、農民年金をつくるのだ、こういうふうなことを声を大にして叫ばれたわけでありました。農民は非常にこれに期待をいたしました。このことばのために、自民党に対して投票した農民もずいぶんたくさんおられると思ひます。ところが、あれから一年以上を経過いたしました今日、政府はみづから農民に公約をいたしましたこの問題について、どういふような措置をこの一年間に講じてこられたかということ、私はまずお伺い

○森本政府委員 先ほど申し上げました構造政策の調査の一環といたしまして、全体の農業構造の

置かれておる今日の農民層に対して、老後の安定をはかるといふこの年金制度を確実に実施するだ

を申し上げるということでございまして、農林省としては、準備としてはそのような運びで取り進

らやらない、そして農民をだまかす、こういうよ
うな姿勢が政府にある、こういうふうに私は考え

る。この農民年金制度の問題は、政府のいわれる安上がり農政の最も好見本だ、こう私は考えておるのですが、農政局長の立場からお考えになって、これに対して何か弁解のことはあるならばお聞きをしたいと思うのです。

○森本政府委員 別段安上がり農政といったような見地から、それを取り除くべき手段を選択しておるというふうなつもりはございません。他のことに言及して恐縮であります。農地法の問題にいたしましては、御承知のように数年来各種の研究等を設けて検討してきた結果、その結論がまとまって近く御提案を申し上げるというふうな段取りになってきたわけでございます。

農民年金の問題は、御承知のように社会保障制度といったような実態ともきわめて深く関連をいたしますし、また他の諸制度との関連も十分考慮しなければならぬといったような各種の検討のプロセスといえますが、そういった検討の段階がございまして、私どもとしては、お説のように、できるだけこういったものについては早急に実現をはかるべきものという考えにおいては何ら変わりはないと思っております。一定の検討の手順といったようなものもございまして、そういった問題についてはひとつ御了承をいただきたいというふうに思います。

○佐々委員 その問題はそれだけしておきまして、この農民年金制度について、厚生省所管のいわゆる国民年金との間にかんがりの問題があること承っておりますが、その問題の内容なり経過及び農林省のこれに対する考え方、そういうことにつきましてもお答えをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 御承知のように、現在農民について適用されておりますところの老齢の保障制度は国民年金制度——国民年金の中には、御案内のように農民が約八百万というところで、全体の国民年金の加入者の約四割を占めるというふうな状況であります。したがって、農民についての社会保障制度を検討する際には、どうしてもそういった実態なりあるいは制度的な関連を考慮しな

いで検討を進めていくというわけにはいかない性質のものであらうと思ひます。私どもとしましては、現在農民年金の考え方なりあるいは主要な内容なりについて検討を深めておりますが、そういった内容がほぼ固まりましたれば、従来の国民年金なりあるいは社会保障制度の一環としての制度的な関連について研究をしていかなければいかぬ、検討をしていかなければいかぬというふうな思ひております。

○佐々委員 端にお尋ねをいたしますが、厚生省は厚生省の立場からこの問題に対して主張をしておる。農林省の立場からは、一体この問題についてどういふような主張をなさつておるかということをお聞きしたいと思ひます。それをはつきりとおしやうとした方がいいです。つまりは厚生年金の付加給付的な形で厚生省が主張しているが、そういった付加給付的な形の年金にしたいと思ひておるか、あるいは独自の農民年金というものをつくらなくちゃならぬ、こう考えておるか、あんなの考え方、政府の考え方を聞きたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、制度的に最も関連の深いのは国民年金との関係であらうと思ひます。私どもの現在のところの考えとしては、別段国民年金制度の一環として実施すべきもの、あるいは別個に実施すべきものといったような点については、必ずしも態度を明確にする段階ではないというふうに思ひております。つまり、農民年金の考え方なりあるいは主要な内容について、ほぼ構想が固まりましたならば、そこできましましたような制度的な関連についていかにすべきかということ、その上で検討するべきものというふうに思ひておるわけでありま

す。

○佐々委員 私、御答弁を聞きまして、この問題について研究中であるとか検討中であるとかいふおことばが非常に多い。そういうところからこの年金を、いわゆる選挙の道具でなしに、ほんとうにまじめにやろうという考え方が政府にあるのかどうかということについて、大きな疑問を抱くわけなんです。

そこで、いま一つお伺いをいたしますが、農林省がいま考えておる農民年金の種類——種類はいろいろありますが、その種類と、その種類ごとの目的をどういふふうに考えておられるかという点について、お答えを聞きたいと思ひます。

○森本政府委員 現在の段階におきまして、具体的に申し上げられるだけの準備ができていないのでございまして、私どもがいま農民年金を検討いたします際には、一つは社会保障の問題として農民に対するそういった制度が、いわゆる他産業の従事者に適用されておるところの年金制度と均衡がとれておるかおらないかといったような、いわゆる制度間の均衡の問題、それからもう一つは、農業政策なりあるいは農業の近代化を進めていくに上において、社会保障制度というものがどういふ関連を持っておるか、そういうサイドから社会保障制度に対してどのような要請があるであらうかといったような、いわば大きくいまして二つの側面から、こういった問題について考えを深めていこう、検討を進めていこうということとでございまして、まだどういふ種類の、どういふ目的のといったようなところまで、さだかにお答えをできないだけの検討が現在ではできておりませんので、目下のところ、いま言いましたような観点から検討を進めておるといふふなこととでござい

ます。

○佐々委員 農林省が諮問をいたしました農民年金問題研究会という団体から答申が出ておりますが、これは中間答申でありますから結論的なものとは私ども考えておりませんが、その答申によりまして、いわゆる老齢年金というのと離農年金ないしは経営移譲年金、そういうような種類のものが考えられておるようでございますが、これは局長も御承知のことと思ひます。

そこで、私がお伺いをしたいのは、老齢年金に重点を置くのか、離農年金あるいは経営移譲年金に重点を置くのか、これをひとつお聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、老後の保障として他の被用者年金とどういふ関係になつておるかといったような観点、それから農業の近代化なりあるいは経営の改善なりにつつま

思ひます。

○森本政府委員 農民年金問題研究会では、研究会自体として、中間的な取りまとめなりあるいは最終的な取りまとめが行なわれて、私どものほうにその結果が報告されておるといふふうなことはもちろんございせん。ただ、研究会の過程におきまして、検討の素材として各種の資料が事務局によつてつくられ、検討されておるといふことであらうと思ひます。

どちらに重点を置くかということとでございまして、先ほど申し上げましたような視点からいいますならば、どちらに重点とすることは、必ずしも研究会の内部としては、そういうプライオリティーといったような考えでやっておるのではないのだからと思ひます。両方のサイドから詰めてまいりまして、最終的な案としてはどうであらうかというふうなことを、目下検討されておるといふふうに私どもは承知しております。

○佐々委員 局長はそういうふうにおっしゃいますけれども、私の手元には農民年金問題研究会から中間的な取りまとめの報告書が来ておる。それを私、持っておるのです。これはもちろん局長も御承知だろうと私は思ひます。これはごらんいただいたとしてもよろしいが、それによりまして、先ほど私、申しましたように老齢年金、離農年金ないしは若返り年金、いわゆる経営移譲年金、この三つがあるわけですが、それについて私はもう一度念を押したいと思ひますが、局長がその中間的な報告書をごらんになつたならば、局長が、来年度から実施する年金の重点を老齢年金に置くのか、あるいは構造改善政策の一環としての若返り年金あるいは離農年金に重点を置くのか、これをひとつ局長の見解でよろしいからお答えを聞きたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、老後の保障として他の被用者年金とどういふ関係になつておるかといったような観点、それから農業の近代化なりあるいは経営の改善なりにつつま

しても、やはり老後保障ということが、そういう観点からどう影響なり関係を持つておるかというふうな観点から研究を進めていきたいという事で、目下やつておるわけでございます、その両者が必ずしも二者択一といいたうな方々が先でありながらあつてありつたようなふうな考えなければならぬといふふうにも私は思つておらないのでありまして、経営の移譲なりあるいは他経営への移譲なりといふふうなことで、農民に対する老後保障といふものの関係を検討していけば、二者択一といひますか、どちらが優先すべきものといつたような形でものごとを詰めていかなくとも、十分検討が進め得るのではなからうかといふふうな感じもいたしてあります。

ただ、私の見解といふふうなことをお聞きいただきまして、まだいまのところ最終的にはつきりとした段階に立ち至つておりませんので、その点はひとつお答えを留保させていただきますといふふうに思います。

○佐々委員 つまり、こういうふうな解釈していいのでしょか。老齢年金とか経営移譲年金あるいは離農年金といふようなものを、いずれを先、いずれをあととせずに平等に考えて立案をしていきたい、平等に扱いたい、こういうお考えと解釈してよろしいのでしょか。

○森本政府委員 平等であるかあるいはどちらかが優先するといつたようなことは、両方を詰めてみないとちよつとわからない話でございますが、必ずしもいま申しましたように、その一方が優先するとか一方が優先しないとかいふたような形でものごとを割り切つていかななくとも、整理ができるのではないかと、これはばく然たる予感でございますが、いまのところはそういう感じを持つておるということを申し上げておるわけでありませう。

○佐々委員 いまのお答で、局長自身のお考えとしては差別をしない、年寄つた老人に対するいわゆる年金制度といふものと、政策的な年金といふものの間に差別をつけない、こういう考えだといふふうな解釈していいのだらうと思ひます、よろしいですね。

○森本政府委員 先ほどお答えを申し上げましたように、最終的にどつちがどういふことを申し上げるわけにはまいりません。その差別をつけるとかつけないとかいふたようなことについて、最終的にもちろん結論を得ておられますが、両方から詰めて研究をしてまいりますといふことを申し上げておるわけでありませう。

○佐々委員 局長のお答でもはつきりせぬ点がありますね。これはまたあとであわせて申し上げたいことがありますから、そのときにたしたいと思ひます。

そこで、あなたは研究会の答申についてはこれをまだ正式のものとして認めておらないと言われるのですが、この中に書いてあることは、これは正式であらうとなからうとまことに妥協なことが書いてあります。それは年金の給付の問題についてですが、こういうことがあります。勤労者の受けるべき年金給付水準と実質的均衡を実現することを目指す、こういうふうな書いてあるのです。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、中間的な取りまとめといふことで、必ずしも研究会のほうで最終的なまとまりがあつたといふふうな報告を私どもは受けておりません。したがって、研究会の検討の素材といふふうなものを材料にいたしまして、私がいまここで、検討中の段階でございますので、先走つてそれに対してあまり深い意見を申し述べるといふことは、差し控えておくほうが適當であらうと思ひます。

○佐々委員 いまのお答で、局長自身のお考えとしては差別をしない、年寄つた老人に対するいわゆる年金制度といふものと、政策的な年金といふものの間に差別をつけない、こういう考えだといふふうな解釈していいのだらうと思ひます、よろしいですね。

先ほど御質問になりました点については、農民年金といふたようなものを検討する一つの観点としては、農民に対する社会保障の程度なり方式と、被用者に対するそういう制度との均衡問題といふのは、検討にあつた一つの大きな視点であらうといふふうには私としても思つております。

○佐々委員 それでは政務次官にお尋ねをします。農民年金が創設されようとしておるのは、従来の国民年金の内部で農民を取り扱ひの対象にするといふのでは、これは不均衡であるから、他の勤労者並みの年金にしないかやならぬといふので、そういう意味で農民年金をつくらうとしておる、こゝろ私は思ひます。したがって、この農民年金の対象になる農民に対しては、今日の国民年金によつて給付される年金額以上のものが、つまりは厚生年金と同等的あるいはそれ以上のものが給付せられるものと考えてよいかどうかといふことを伺いたいと思ひます。これについてひとつ政務次官からお答えをいただきたい。

○安倍政府委員 まずお断わりしておきますが、先ほど中座いたしましたへん申しわけありませんでした。ただいま御質問の農民年金でございますが、いま農林省におきまして研究会を設けて検討しております。この三月一ぱいには大体取りまとめることになっております。その後国民年金審議会等の議を経て制度が実施されるわけでございますが、この農民年金は、もちろん社会保険制度の一環といたしまして実施しなければなりませんし、これまでの国民年金の制度よりもさらに前進したものであることは、当然であると私は思つております。

○佐々委員 そうすると厚生年金を標準にとつていいのじゃないかと思ひますが、四十四年度で、大体厚生年金が二万円になるというふうにおられれば承つておるのです。そうしますと、農民に対する給付金も、厚生年金並みの月額二万円くら

いの給付はお考えになられるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○森本政府委員 まだ、給付の水準なり方式なりについていかにやるか、現在の段階では十分固まつておりません。

○佐々委員 少なくとも、先ほどから申し上げておりますように、勤労者の受けるべき年金水準との実質的均衡をはかるということが、これが結論的ではありませんが、研究会の一応の考え方なんです。そうすると、いまの国民年金の水準ではもちろんいけない。同じであるならば、むしろこれはつくらぬほうがよい。国民年金のままのほうがよいといふことになるわけですから、国民年金より金額は上になることは間違いない。他の勤労者との均衡をとるといふならば、他の年金において一番最低のものが厚生年金です。そうすると、最低の厚生年金との均衡をいふのはお考えになつてしかるべきでないかと私は思ひますが、いかがですか。ひとつこれは政務次官にお答え願ひたい。

○安倍政府委員 大体、それに近い方向で進めていかなければならぬと思ひます。

○佐々委員 そうすると、大体月額二万円くらいを農民は期待いたしますから、ひとつそのつもりでやつて下さい。

同時に、これはちよつとこまかくなりますが、いま年金問題について一番の問題は、いわゆる物価、生計費とのスライド制といふことなんです。新しく立案される農民年金については、スライド制をお考えに取り入れられるかどうかといふことを、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 御承知のように、年金制度の中に具体的なスライド制を取り入れるかどうか、これは社会保障制度全般を通じて基本的な問題でございます。政府内部におきましては各種の年金を担当しておる部局がございますが、そういった各省の連絡協議会といふのが設けられておられて、そこで主として各種年金制度のスライド制の採用問題について、目下政府内部で検討をいたしております。したがって、そういう

スライド制についての全体の考え方の一環として——もちろんこういうものができましていただいてもありますが、一環としてそういう問題について検討するべきものというふうに、私どもは思っております。

○佐々委員 それは私の希望であります。ぜひひとつそういう方向で、スライド制を取り入れるようにしていただきたいと思ひます。

それから、もう一つあわせてお聞きしたいのは、農民年金を一体何歳から支給するかということですね。検討中、検討中というお答えでありますので、おそろしくこまごまは検討しておられぬかもしれませんが、もしも、しかし他の年金よりよくするのですから、他の年金と比べてやはり支給年齢は低くなるのが当然だと思ひます。国民年金なり厚生年金と比較して、この程度の水準でいくのかどうか、こういう点についてひとつこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 先生御案内のように、他の年金制度におきましても支給開始年齢は必ずしも同一ではございません。国家公務員なりあるいは、いわゆる共済制度でやっておりますものは、そういう支給対象者の、何といひますか退職年齢といったものを考慮しつつ行なわれておりますし、また厚生年金におきましても、民間の通常想定される退職の年齢といったものが支給開始年齢として考えられておるようであります。したがって、これはそういう制度の性格なり、あるいは対象となる人の退職の時期といったものと深く関連をしておるわけでありまして、私どもとしても、そういう観点からこういう問題を具体的に検討していきたいというふうに思つておるわけでありまして、

○佐々委員 参考までに私、申し上げますが、あなたが知らないと言われる年金問題研究会の中間報告によりますと、こういうふうにあります。「他の被用者年金制度との関連を考慮して、現在農民に適用されている国民年金制度に比し、年金支給開始年齢の適切な繰上げを行なう必要がある。」

こう書いております。それから「適期の適切な経営移譲の促進、他経営への経営移譲の適正化の観点から、上記の年齢支給開始年齢の繰上げを行なう必要がある。」こういうような中間報告が出ています。わけなんです。これは私が知つておるのに、あなたが知らぬと言われるのは実にどうかと思ひますけれども、しかしそういうのが出ております。同時に、これは適正だと思ひます。せつかく国民年金と連う農民年金をつくる以上は、支給金額についてははちろんのこと、支給年齢にしても、従来の国民年金よりは一歩進んだ制度であるべきであり、ならないのであるならばむしろつくらぬほうがましだというふうに言つて差しつかえないと思ひます。

そこで、政務次官にもう一つお尋ねをしたいのです。これは先ほど局長にお尋ねしたことと関連をします。あなたは老齢年金と経営移譲とを離れて年金といふもの、いわゆる構造改善政策の一環としての年金といふものと、いずれに重点を置くべきか、いずれに重点を置いた制度をつくらうとしておるか、政府はどういうふうに考えておるかというのを、ひとつ政務次官としてお答えをいただきたいと思ひます。

○安倍政府委員 いまそういう問題について検討を進めておりますが、いずれに重点を置いていくことでなくて、並行的に考えて制度化していくべきではないかと私は思つておる。老齢年金並びに経営移譲とかいふものを並行的に考えるべきではないかと思つておる。

○佐々委員 そうすると、これで私はよくわかりました。局長が研究会の中間報告を否認せられる理由がわかりました。研究会の中間報告では実はけしからぬことを言つておるのです。どういふことかといふと、老齢年金とそれから経営移譲なり離農年金等を差別扱いしておる。たとえば、給付金額につきまして申し上げますと、この研究会案によりますと、いわゆる老齢年金は経営移譲年金なり離農年金の八割を支給する、こういう考え方が、それから支給年齢については、経営移譲な

りあるいは離農の場合は五十五歳ないしは六十歳であるけれども、老齢年金の場合は国民年金と同じ六十五歳、こういうような中間報告をやつておるのです。あなたが平等に扱ふんだ、こう言われておりますが、この中間報告なるものは、老齢年金といふものを離農年金とかあるいは経営移譲年金より一つ下のものに、いわゆる構造改善政策のつけ足しにした考え方なんです。だから支給の金額は八割、年齢は六十五歳で国民年金と同じにする、こういう中間報告ができておるのです。あなたはこの報告は認めないのでしょうか、先ほど平等に扱ふと言つたのですから。

○森本政府委員 これは制度の解説になるかと思ひますが、たとえば、厚生年金におきましても六十歳で退職をいたしましたれば、支給額の満額というふうなことで支払われるわけでございます。六十五歳になりましてまだ退職をしていないというふうなときには、八割の年金しか支給をされないというふうなことがつておる。そういうことで、支給要件と支給金額並びに支給開始年齢といふのは一つの制度としては関連を保持するものでありまして、必ずしも一方を優先し一方を冷遇しておるというふうな目で見るべきものでもなからうというふうに、私どもは厚生年金を見ております。

そういう観点から、いろいろな制度問題を検討していかねばならぬということでありまして、先ほど申し上げましたように、中間的な書類は種々検討の素材としてつくられますけれども、まだそれは研究会として最終的にまとめたものというふうには私どもは了解しておりません。いづれにせよ、そういうものが最終的に出てまいりますれば、私どもとしては十分そういうものについて検討をしていきたいというふうに思つております。

○佐々委員 あまり長くなるとぐあいが悪いように思ひますので、少しはしよつて重要な点だけにしほつてお尋ねをしておきたいと思ひますが、この農民年金はすべての農民、全農民に適用され

るのかどうかということです。

○森本政府委員 支給対象のお尋ねであらうと思ひますが、これもたいへん箇切の悪い答弁になつて恐縮であります。制度の目的なりあるいは性格によつて支給対象といつたようなものも、それに応じた形で整備をされてくるというふうに思ひます。西欧の農民に対する年金の例を見ましても、フランスでは経営主、従事者両方加入といつたような形になっておりますが、西独等におきましては、当然加入の対象は、同じ老齢年金でありましても経営主になっておるといふたようなことで、それぞれ制度の目的なり性格なりといったようなもので、適用対象が最終的にきまつてくるというふうに私どもは理解しております。

○佐々委員 研究会の中間報告によりますと、この年金制度には強制加入制度と特別加入制度とがあつて、強制加入制度の場合は一種農家の下限規模、つまり五反以上の経営主といふことが強制加入の対象になつております。それから特別加入の場合は、五反以下の農家であつても家族員が現に自家農業に従事する経営者、これが特別加入というふうな考えでおるようです。しかし、この特別加入はまだ現在どういうふうにするかということに検討中だ、こういうふうにお尋ねをしておりますが、これについてのお答えはいかがでしょうか、

○安倍政府委員 先生のおっしゃる中間報告というのは私もまだ聞いていないのですが、その研究会の最終的な取りまとめは、今月一ぱいあるいは来月になるのではなからうかと思ひます。それから段階を経て政府の最終案に達するまでは相当時間がかかるわけでありまして、四十四年度実施といふことを一応目標にしておりますが、それまでに各段階において政府間の調整を行ない、そして最終案に達するわけでありまして、中間報告とおっしゃる意味がよくわかりませんが、農林省の研究会におきましてもまだ中間報告といふことは出ていないわけでありまして、局長から答弁させます。

○森本政府委員 研究会の研究の途中におきましては、いろいろな検討の素材として研究会内部においてもつくられ、あるいはそれを対象にして検討されるという事は、もちろんあることは承知しておられますが、私どもとしても、そういった書類を研究会からいただけないわけではございません。しかし、それが最終的にまとまって私どものほうに提示をされておきません段階におきまして、その中に書いてあるといひますか、検討の素材になっておきます個々の問題についてお尋ねをいたたく、あるいは私どものほうで意見を言うことは、必ずしも適当でないんじゃないかという事を、先ほど来よくお断わりを申し上げておるわけでありませう。

適用対象につきましてお尋ねがあつたわけでございますが、各種の制度におきましても、当然加入の対象といつたようなもの、それから当然加入以外でもそれぞれ特別加入を認める、あるいは任意加入を認めるというふうな制度の立て方がございまして、研究会においてもさういふことで種々検討をされておるものというふうに私どもは思つておるわけでありませう。

○佐々委員 それでは研究会案を離れて、私は政務次官にお考えを聞きたいのです。農民年金の対象とする農民はいかなるものをお考えになつておられるか。農民の中にもずいぶんいろいろあります。それをいかなるものか——経営主に限るのか、農業に従事しておる者までも入れるのか、あるいは経営の反別で区別をつけられるとするならば、何反以上は対象とするが何反以下はしないとか、そういうことについてあなたの方のお考えを聞きたいと思ふのです。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、適用対象につきましても、そういった制度の立て方なりあるいは性格、目的によつて立て方が多少違つてくるという事はあり得るというふうに私は思ひます。

それで、先ほどちょっと例にあげましたようにヨーロッパにおいてもさういふことで、フラン

スでは経営主も従事者の当然の対象に入れておる。しかし西独においては、経営主といつたようなことが当然加入の対象になつておる。一部従事者についても任意加入という道が講ぜられておりますが、そういったようなことでございまして、いま全体の立て方が必ずしもはつきりいたしません段階で、適用対象についてどこまでどうだといふふうなことは、なかなかお答えをしにくいというところでもございませう。もちろん、経営主だけというところでもございませう。ある経営の代表者としての性格を持つものでございませうから、その経営全体を代表して、その代表たる資格で個人が加入者としての地位を持つというふうな考え方の制度になるのではないかとさういふに思つておられます。

○佐々委員 現在、農民年金の問題につきましては、非常に農村で大きな問題になつておるわけですね。先ほど政務次官がおきませんでしたけれども、事の発端は、一月の総選挙のときに、佐藤総理が農民に公約をしたわけですね。言うならば火つけ役は政府なんですね。それをいまだに具体案を持つておられない。しかも、「構造政策の基本方針」の七つの柱の中の六つまではこれから提案しようとしておる。この中で公約した年金の問題については、私がここでお尋ねをしても、適正なお答えをすることができないという事は、私は政府の誠意を疑わざるを得ません。農民をだまかす、ごまかす、極論すれば詐欺だ、さういふふうなことを言われては私はしかたがないように思ふのです。たとへば、委員の中から発言がありました、農業会議所を中心にして、全国の農民が、この制度を早く実現してもらいたいという運動を行なつておる。この四月には東京で一万人余りの農民が集まつて、農民年金の早期実現の大会をするというふうな段階になつておるのです。しかも、ある地域によれば、農民から一戸当たり百円ずつのカンパをとつておるところもあるのです。それほどの農民年金についての関心は深いのです。

そこで、私がここで特に言いたいのは、研究会

案によりまして、五反以上の農家に限つてその経営主に限る、さうある。ところが、この運動に参加してゐる人は五反以下の人も参加しておる。それから経営主だけでなく、農村の青年や婦人も参加をしておる。この研究会案が実現されるとするならば、せつかく農民年金が実現されても適用されないところの小農であるとか、ほんとうにおやじにかつて百姓をしてゐる婦人や青年がこの適用から除外される。さういふ人たちの巻き込んだ運動にいまなつておるのです。さういふことであるからこそ、私は先ほど来、一体適用対象はどういふものであるかといふことをお尋ねしておる。これをお尋ねしておかぬと、いま一生懸命運動をやつた、お金も出した、ところがこの制度がでさうあつたあとの結果を見ると、法律になつたものを見ると、われわれ一生懸命この運動をしたけれども、何だ、われわれは対象にならないのじゃないかといふことにこれはなるのです。だから、私はこの問題について、特に政府はまじめに考えるべきだと思ふのです。しかし、さういふことについてもまだ成案ができておらないといふば、ただもう私は不熱心さを責めるだけで、また何をか言わんやでございませう。

そこで、もうごくわずかですから、またあらためて質問をするのもどうかと思ひますから、もう二、三の問題だけをお尋ねしたいと思ふのです。それが、それは掛け金の問題でございませう。農民の生活は非常に苦しいのですから、高い掛け金をかけるという事は非常にむずかしいのですが、これについて一体政府はどういふふうなお考えを持っておられるかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○森本政府委員 御承知のように、さういふ制度は、いわゆる保険数理のようなことで計算をされてまいります。一定の掛け金というものが、必然的に計算上出てまいります。したがつて、農民の負担の問題は、国がどの程度持つかといふふうなことに關係を持つてくるわけでございます。もちろん、さういふ給付の水準と掛け金の水準はある

程度相關連を持つていふことになるわけでございます。ただ、農家のほうは、やはり一定の掛け金負担の限度といつたようなこともございませうから、私どもとしてはさういふ限度といふふうなものをにらみながら、また給付の水準についての要望といつたようなもの等ににらみながら、さういふ問題についてやつていかなければならぬといふふうな思つておるわけでございます。

○佐々委員 それはそれでよろしゅうございませう。満足したわけではありませう。もつと具体的ににお答えを聞きたかつたのですが、これはこれでやめておきます。

○森本政府委員 御承知のように、これは制度発足のときの経過的な措置をどうするかといふことであると思ひます。農民のほうは、御指摘がございましたように、年齢の分布を見ますと中高年齢者が多いといふことから、さういふ掛け金の期間を満たし得ない人について、経過的な何らかの措置、過去勤務債務というふうなものを見方というふうなことも関連してまいります。さういふ者については、実情に即して検討しなければならぬものだらうといふふうに思つておられます。

○佐々委員 これはやはり過渡的なやり方としては、国家がいわゆる整理資金という名でやはり予算的な措置を講じて、これが実施されたときに年とつておる人でも、その年齢に達した人には年金を交付するという措置を講じるようにしてもらいたいというのが私の希望でございます。それから、この農業者年金あるいは農民年金は、農民だけでなしに漁民にも適用されるのかどういふことを、やはり聞いておきたいと思ひ

